BULLETIN
DE LA
SOCIÉTÉ PÉNITENTIAIRE DU JAPON
(FONDÉE EN MARS 1888.)
No 98. JUILET 1896.
Rédacteur principal. et gérant. H. Sano
Sténographe. T. Yana
Imprimeur et Editeur. S. Ikiéla
(LE BULLETIN PARAÎT TOUS LES MOIS.)

大日本監獄協會雜誌

明治廿一年五月創刊
明治廿九年
第七月刊行
本月一回發行
萬九拾八號

再版廣告

前內務大臣野村子爵閣下題辭
內務省警保局長小野田元熙君序文
內務省監獄課長法學士浦太郎君序文
內務省警保局監獄課埜井直彥君
內務省警保局監獄課印南於菟吉君合著

看守服務要綱全一冊

本綴二十八錢
仮綴二十三錢

本會に於て出版したる該書は看守教習書として採用せらるゝ處多きを爲め豫約印刷の分は悉皆配布し餘部これなきを以て今般再版に付することゝなしぬ御入用の向は至急本會へ御申込あらんことを希ふ
追て先般差送候分は小包郵便若くは通運便に托したる爲め多少遲延せし向もあるべし茲に御斷り申上置候

大日本監獄協會

廣告

遠江國小笠郡池新田村
池新田百九十六番地
靜岡縣典獄
丸尾鎌三郎

一金參百圓

一金拾圓
福田純一

右之通り今般御寄附相成候ニ付此段廣告仕候也

靜岡縣出獄人保護會社

明治廿九年六月十五日發刊
東京市牛込區若宮町十番地
發行兼編輯者 大日本監獄協會事務所
印刷者 佐野尚平
東京市淺草區黑船町廿八番地
印刷所 池田宗
東京並木活版所
發行所 東京並木活版所

大日本監獄協會雜誌第九十八號目次

◉大谷派本願寺派遣教誨師一覽表
◉論　說
○監獄衛生論……後藤新平……一
○食物購給に就ての管見……別天生……七
○利法のはなし……虛心亭主人……九
◉講話會
○監獄の改良策（前號の續）……穗積陳重……一九
○監獄衛生に就ひて（前號の續）……後藤新平……二四
◉雜　錄……二九
○監獄建築標準の內示○刑事人類學會議開設に就て○列國監獄會議の常設委員會開設○犯罪原因調査に就て○徒流刑囚押送區域改正○警視監獄署移轉の風說○萬國監獄會議報告書及議事錄○病監の構造に就て○警察犯處罰の取締に就て○分房拘束と年數○書信接見を利用して感化の實を擧ぐべし○假出獄停止の件に付○海嘯被害の監獄官吏救助金の配付○小野田警察局長井に久米參事官の巡視○靜岡縣慈善家の計音○出獄後の取調○海嘯慘記○看守服務要綱を讀む……四七
◉海外通信
○小河氏より本會佐野氏への通信外一件……四八
◉講　譚
○第四回刑事人類學會萬國會議……五二
◉質疑應答
○質疑……四件……五六
○應答……九件……五七
◉寄　書……五九
○囚人技能を調製すべし○看守教習法に付て○囚人の教育に就て
◉官　報……六三
◉彙　報……六五

謹　告

●從來維持會員へ御加入相成り居候諸君は成る可く速に御通報の勞を煩し度証狀贈呈方に就き大に遲延致候間此の段廣告候也

近來會員諸君の斯道研鑽に熱心なる爲め百の質疑來り一の應答中で殆底止する所を知らざるの有樣なり本誌も亦之が爲めに光彩を添ふる幾何なるを知らず依りて本會に於て必要なる質疑と認定する分は某法學士に依囑し一々答解を附し會員諸君に滿足を與へんことを庶幾す希はくは諒せられよ

明治二十九年七月

大日本監獄協會編輯係

大谷派本願寺派遣各集治監監獄署教誨師一覽表（明治二十九年六月調査）

所任	等級	姓名
北海道集治監	權少助教	本山役級
同	准奏授二級	清水信成
同	准奏授二級	中島圓諦
同	准助訓	伊藤智滿
同	准例授三級	五峰賢道
同	准例授三級	光弘祐言
同	少助教	本多澄雲
釧路分監	准助訓	藤鄕了澄
空知分監	准助訓	山科凌雲
同	准例授三級	淺野敬章
同	准例授四級	菊池大秀
北海道監獄署	助訓	三池典誡
釧路分監	助訓	乾是
同	准例授二級	堀江正元
同	准例授四級	篠方典
同	准例授四級	北蓮成
同	准例授四級	小谷義筌
同	准例授二級	坂井觀順
同	准例授四級	岡野覺心
同	准奏授四級	松田秀雄
同	准例授四級	田澤俊明
同	准例授四級	高橋賢雄
同	准例授四級	乾是
同	准例授四級	堀江正元
同	准例授一級	篠方典
同	准例授三級	北蓮成
同	准例授四級	小谷義筌
同	准例授二級	坂井觀順
北海道監獄署	助訓	三池典誡
釧路分監	助訓	乾是
同	准例授二級	堀江正元
同	准例授四級	篠方典
同	准例授四

熊本縣町山口支署	助訓	准例授二級	村田覺善	香川縣監獄署		准例授四級	小比賀輝政		
熊本衛戍監獄	權少助教		草野本誓	滋賀縣監獄署	助訓	准例授三級	長谷岡唯一		
山形縣監獄署	權少助教	裏授四級	原精一	同			藤脇義教		
同	助訓	准例授三級	大江志幹	同	彦根支署	權少助教	種村實圓		
秋田縣監獄大曲支署	助訓	准例授四級	青池法全	愛知縣監獄署	少助教	裏授四級	木村祐專		
福岡縣監獄久留米支署		准例授三級	本田元誓	同		准例授四級	黑田安丸		
石川縣監獄署	准助訓	准例授三級	伊藤思恭	同		准例授四級	武田諒		
同		准例授四級	野々山鷹閘	同	岡崎支署	權少助教	准例授三級	三浦六雄	
同	小松支署	權少助教	准例授一級	松平清凉	同			鈴木公圓	
同	准助訓	准例授三級	近藤惠隆	名古屋衛戍監獄	少助教	准例授二授	片桐梨潭		
同	七尾支署	權少助教	准例授三級	畠山深惠	愛媛縣監獄西條支署	准助訓		荒木南岳	
福島縣監獄平支署		准例授四級	藤內得成						
同	若松支署	助訓	秋月琢朗						

大日本監獄協會雜誌第九十八號

明治廿九年七月

論說

左の一編は、前年典獄諮問會のありたる節、時の衛生局長後藤氏の演述に係りたるものにして、其の參考の資料とすべきもの頗ふる多きを以て茲に之を掲ぐ

◉監獄衛生論

特別會員　後藤新平氏述

此般内務大臣閣下か典獄諸君を招集して此會議を開かれたるに就き小官にも監獄衛生に關する事項を述へよと頃日警保局長より照會ありたれは其事項に就き多少取調を爲せしが本務は忙しく時日は短く遂に其調査を全ふするの遑なかりしのみならず監獄に必要なる衛生事項は頗る多般にして實は說話すべき事項の撰擇に迷へり故に此席に於ては監獄衛生中目下急施を要すへき事柄即ち小官か職務上特に其實施を望まんと欲するものに就て之を陳ぶべし若し夫れ今日まで經歷し來りたる日本の獄制に就き仔細に講究して以て現在及將來に論及せんと欲するは一席の能く盡すべき所に非らざればなり

監獄衛生の必要なるは小官の喋々を待たさる所なれとも從來其の必要とする所は徒に獄内にのみ止りしが近時國家衛生に從事する者の常に監獄衛生に注意を加へて須臾も怠らざるに至りし所以のものは必竟監獄衛生は獄

外自由の良民を保護する國家衛生法を規するの基礎たればなり然るに今日まで人未だ監獄衛生に重を置かす之に關係せる著述も出てす調査も實に不充分と謂はざる可らず又其統計表は種々あるも只中央官局に在る者の必要ならんとの感想より蒐集せるものなれば眞に其事實を研究するの資料に供せんと欲せば亦頗る不充分の統計たるを免れす殊に其統計も既往に鑑み將來を推考し以て實地の應用に供するに至ては頗る慊然たらざるを得ずる今日迄監獄の統計材料を以て監獄衛生の本體を序述せるものなきのみならず其統計材料蒐輯の方法を論究したるもの未だ曾て之あるを聞かず言はゝ儀式的に報告を蒐めて儀式的書類の取扱を爲すの有樣たるは深く慨嘆せざるを得ざるなり

今全國在監人の死亡を調査せしに第一表第一に掲くるが如き好結果を得たり即ち其死亡にして年々多少の弛張あるも監獄改良の事實は著しき成績を呈はし而して其在監人千分比例の增減より講究するときは種々論すべき事實あるも講義風となり却て煩雜に渉らんことを恐れて只大體の統計結果を示すとゝせり右の如く獄制の改良に據り死亡數に減少を來したることは亦爭ふ可らざるの事實なり此全國監獄の大勢より更に地方の監獄及び各集治監に區別すれば第二表（出版を略す）の如き結果となれり今各監獄に就き患者死亡の增減多少を生する因由を講究し一々細析せは獄制上衛生の關係を明判し得べきのみならず獄外生活即ち自由人民の生活に於ける衛生經濟兩者相關の理も亦隨て瞭々比照することを得るに至らんとす然れども此席上其原因事實の如何等の點に就き卑見を述ることは到底調査の及はざる所なれども責めて或る一箇の監獄の實例にても之を擧げて諸君に示さんことを謀りしが是亦實地に就き親く調査せざれば能すべからざる所なれば單に統計を示し其判斷は暫らく當局者たる諸君に一任するの外なきなり只衛生の注意に依り將來に向ては死亡數も減し得へく患者も增加せざるべく又既往に對しては其增減の原因を講究するは相共に必要なりと云ふことに止めざるを得す

今や何れの監獄に於ても獄制の改良に據り死亡數の減少することは確然たる事實にして而して此死亡數は概して之を西洋諸國監獄に比較し少數なれども其對照に便せんが爲に後に海外監獄の死亡數に關し陳る所あるへし明治二十年より二十四年に至る五年間の事實に據れは日本に於ては全國を通算し既決囚千人に付二十四人七六を最多の時とす又未決囚は千人に付三人一三なりしが翌二十一年には十四人餘となり二十四年には既決囚十一人四六となり未決囚一人一二となれり今日の獄制を衞生上の關係より觀察すれば恰も一倍即ち半數以上の死亡減少に至りたることを證明せるものなり各集治監に於ては年々多少弛張あれども全國通算監獄死亡統計と同一の成績にして其死亡數最も少きは東京集治監次は宮城集治監次は兵庫假留監次は三池集治監とす北海道の集治監は前三年間の統計を缺くも後二年間の統計に據れば近年多數の死亡者を出し最近即ち二十四年に於ては北海道を最も多しとし其多少の關係は頗る時期に據るが故に實際に就て調査を遂げざる以上には容易に其因由を斷言することを能はざるべきを以て左に概要の統計を示す

第一表　在監人死亡比例

年次	人員	死亡	人員千ニ付死亡比例
全 明治二十年	已決 一九三、〇三五 未決 一〇〇、〇五五	四、七八〇 三一三	二四・七六 三・一三

第一國	全二十一年	一七一、六三四	二、五三五	一四・七七	一四・一四	
	全二十二年	八六、一九二	一三四	一・五五		
	全二十三年	一六七、六三七	一、七七五	一〇・五九	一四・一四	
	全二十四年	一〇二、五〇九	八五	〇・八三	一一・四二	
第二東京監獄	全二十年	二〇八、四二〇	二、三五七	一一・三一	六・三八	
	全二十一年	一五七、三八四	一七一	一〇・〇九	一四・八〇	
	全二十二年	二四〇、六三〇	二、七五七	二一・四六	九・九八	
	全二十三年	一七四、四九五	一九六	一一・一二		
	全二十四年					
第二集治監	全二十年	二、一二二	三〇	一四・一〇	五・一二	
	全二十一年	二、一九〇	二五	一一・四二	六・八八	
	全二十二年	一、八八二	一二	六・三八	四・三三	
	全二十三年	一、三五一	二〇	一四・八〇	一四・九五	
	全二十四年	一、五〇三	一五	九・九八		
第三宮城監獄	全二十年	一、八四四	二六	一四・一〇	五五・二六	
	全二十一年	一、九五五	三三	六・八八		
	全二十二年	一、七五七	九	五・一二		
	全二十三年	六九三	八	四・三三		
	全二十四年	六六九	一〇	一四・九五		
第三集治監	全二十年	一、三五七	七五			
第四池田集治監	全二十一年	一、六六七	一一八	七〇・七八		
	全二十二年	二、〇五〇	四五	二一・九五		
	全二十三年	一、六六三	二三	一三・八三		
	全二十四年	一、六七二	二五	一四・九五		
第五北海道三集治監	全二十年	—	—	—	—	
	全二十一年	—	—	—	—	
	全二十二年	—	—	—	—	
	全二十三年	八、一一九	二〇三	二四・八八		
	全二十四年	九、〇四四	三八四	四二・四六		
第六兵庫假留監	全二十年	八五八	一六	一八・六五		
	全二十一年	四八一	一〇	二〇・七九		
	全二十二年	三三八	四	一一・八三		
	全二十三年	二九九	三	一〇・三〇		
	全二十四年	四〇四	八	一九・八〇		

小官は冒頭に於て監獄衛生は獄内の囚徒に必要なるのみならず獄外自由の良民に一關係を有せることを言へり何か故に然るか凡そ公衆衛生法を施行し速に著効あるものは監獄に若くものなし其關係監獄と殆んど同一なるものは兵營なれども兵營は營業上の關係なく生産的事業一も之れあることなし彼の軍事部内に於ける兵器工作

塲の如き其形に於て相類似する所あるも素より同日に論ず可らざるなり即ち只比較上に衛生と經濟の關係を明かにするのみ例之衛生法の爲に患者費及病院費の減少を見るか如し然るに監獄に在ては生產的の事業ありて衛生と經濟との關係即ち其事業の利益の增加は衛生上の施設より來ることを實驗に徵すると例之衛生法の爲に患者費病室費を減するのみならず更に生產高と其收益とを增加するの好結果を生ずることを明示するは監獄を措て殆んど他に求む可らざるなり是故に國家衛生の爲めに其勞と其効と相償ふや否やを證明する材料に適當なるは獨り監獄あるのみ是れ歐米諸國衛生家の唱道する所にして信して疑ふへからざる所なり一般良民社會に在ては統計に徵し監獄の如く其効果を明示することは甚だ難事にして動もすれば衛生は勞効相償はざるか如き極端論を出す者あるに至れり而して此輩に向て示す所の反證は此監獄内に在るを以て監獄衛生は其獄内に止まらずして廣く國家衛生製度に一大裨益を與ふること自ら明かなるべし是小官か今後獨り監獄の爲めのみならず國家衛生の爲め又當職の爲め一言して諸君の助力を乞はんと欲する所以なり

社會文明の變遷は之を通觀するに武斷政略に起りて文治政略に移り文治政略尙進んで厚生政略となるを常とせり而して此社會をして眞に德義の團結と爲さんには衛生的涵養を捨て他に其方法なきことは內外學者の定論たり然るに世上或は衛生制度の社會人生に必要ありや否を疑ふ者無きに非ず淺見の徒仔細に理を看ること能はず此迷を生ずるは理の當然なれども此徒の爲めに判斷を下すに方ても亦宜く其實例を監獄衛生に徵すべきなり

（未　完）

◉食物購給に就ての管見

別　天　生

囚人にして作業に精勵なる者に對しては或制限の下に食物購給を許すべきこと各國獄制の共に認むる所のものの如し、抑工錢は彼等囚人をして將來生計の資に充つべきを本旨となすにも拘はらず尙其一部を割て食物購給の費に供するは蓋し彼等をして單に私慾を充さしむるに在らず、所謂之を以て作業精勵の素因となすに在るのみ、理論よりすれば食物購求を以て作業精勵の餌となすは私慾心を利用するの嫌ありて事甚だ宜しきを得たるものに非ずと雖も獄治の要核を探り得たらむには這般の事また怪むべきに非ず、減食處罰の如きは普通常人に在つては鄙劣に涉り處罰法としては其當を得たるものに非るも在監人に在つては惟一の好手段たらずや、此点より觀るも食物購求を以て作業精勵の具に供するは獄治の一方便たるべきを信ず

凡へての自由を拘束せられ唯僅かに監獄則の規定に依て極めて狹隘なる自由の範圍內に生息する囚人に在つては勢、常情を以て律すべからざるものあり、則ち此輩に在つては一片の肉一粒の碗豆も尙且之れを得んとするに汲々とし從て不知不識作業に精勵なるの良習慣を馴致するの實況あり、或は之を非難する者は曰く若し作業に勉勵ならしめんと欲せば他の方法を以て之れを導く可なり、斯かる私慾心を利用するは策の宜しきを得たるものに非ずと、然り食物購給を除き他に良法ありとせば之れを用ゆる固より可なり、されど囚人の常情として之れより外また希望する所のものなかるべし、此唯一の希望物を賭して良習慣を馴致せしむる必ずしも否ならざるなり、予輩は固より食物購給を以て囚人に許すべきの適當なるを信ず然るに頃者、普國に於ては此事に關

し頗る異論ありと聞く、今右に其異論の大要を摘記し之れが論評を下さむ、可ならむか

(一)購求食物は一種の贅澤物なり、若し嚴正に囚人をして些末の自由意思だに容るす可からずとせば成程食物を購求せしむるは一種の贅澤物ならむ、然れども這般の自由餘地を存し彼等をして希望を滿足せしめむことを庶幾するの結果、作業に誘引することを勉むるは亦獄治上の一政略ならずや、況んや贅澤物と稱して之が爲めに刑の眞面目を害する程のものに非さるに於てをや

(二)工錢給與の目的に反す、工錢給與は出獄後の如何を慮るに出でたること勿論なりと雖も亦或制限の範圍内にて在ては斯の如き者の爲に費さしむるも强て不當にあらず、如何なる場合と雖も全然出獄迄之れを費消することを許さずとすれば格別、今日歐洲諸國の獄制は獨り食物の購求のみならず其他典獄に於て相當の費用と認むるときは現に之れを許すに非ずや、然らば獨り食物にのみ限りて之れが費消を許さゞるの理あらむや

(三)購求食物は官吏の手數を煩はすこと少からず、此說は唯一の理由としては採るに足らず、唯多少の參考として之れを聞くに過きず

(四)雜居制監獄に於ては購求食物の弊害を杜絕せむこと甚た難し、是等の弊害は縱令全く除却すること能はずと雖も周到なる監督を施こさば之れを減少することを得べきなり、苟くも監督の嚴密ならざる以上は如何なる罪惡と雖も直に釀成せられ强ち食物の弊のみに非るなり

(五)食物購求に費す所巨額に上る、予輩も亦曾て一監獄の食物購求費を調査し其巨額なるに一驚を喫したることあり、其の巨額なる點は所謂彼等嘱望の益々大なるを証明するものなり、之れを費さゞれば其費額丈は出獄の際彼等の手に殘るべしとは普通の考案あれども其實費消してこそ益々多くの貯金を爲すことを得るなれ、若し食物購給の制を廢したらむには如何、彼等希望の存する所を奪はるゝを以て從て作業に精勵なる能はず作業に精勵ならずんば多額の工錢を得る能はず、故に食物購求の資格なきものこそ所謂些少の工錢を有する者に過きさるなり

予輩は如何なる點より之れを觀察するも食物購求の制は遽かに廢すべからざるものと認む、但し之れに對しては必ず其制限を付し置くべきこと勿論なりと雖も之れを全廢せんとするは所謂常理に傾くものにして監獄の實情に適せざる謬說なり、人情は微妙なり、觀察一たび此微妙の點を穿ち得たらむには速かに之を利用して彼等囚人の改悛を促すこそ治獄者の任務ならずや、徒らに常理を將つて監獄を律するは予輩の採る所に非ず

刑法のはなし

虛心亭主人

星明の間は、空と峯、峯と梢、と云ふ風に、大きな區別が立つて居るばかり、岩と思へるは名も無い蓊の繁茂、人と見ゆるは永久に旅人を慰める路傍の佛神、朦朧たる景色は、夏を春とする此近傍の鶯が、夜は人に薄情き代に、やがて其養子を促しそうでわつた

忽ち一陣の山風が、麓の方から頂を指して、枝より枝を駈登つて來て、暫時の中に、雲とも霧とも雨とも決か

ぬものを一面に被せて、折角、無量の眺を籠めて居つた止だ一ッの螢までも、何處へか追込んでしまつてからは、天地は眞の闇夜と成つた、若しも、流を遮る岩に怒つて、幾仞の底に叫喚狂ふ水音が無かつたならば、身首筋に露の雫を打込む、

去れど暫時にして其濃霧は晴れ初めた、先づ麓の方が少しづゝ明るく成つて、次第々々に頂の方も見え渡つた、一時姿を隱した星も、二ッ、五ッ、と頓て空に滿ちて元の光を爭ひ、其頃まで目の下なる峰に包まれて、在りとしも見えなかつた二十日餘の片破月は、今は、眺める人の眞正面に迄ねて居て、見下ろせば、谷の流は、物凄き音に似もやらず、物の影を逃れては、銀の玉を弄ぶ美しさ、近傍の樹々の絲、先刻の霧に濕つて、美しとも鮮とも、云ふに限は無い、山の、近きは濃く、遠きは薄く、これに夜の淋を添ねて、誰が何時の代の墨畫とも、

山水の美に遇つて、第一に浮ぶのは、淮しも大雅の詩情である、主人なる客も、やゝ暫時は之に氣を養つて、其身ながら神々しく思つて居つた、が、間も無く己の慾に引かれて、無心なる天地の象を、強いて其理想に牽附け初めた、人事學一般の理論の變遷は、恰も此宵の景色の樣で、星明の朦朧なるは古人の說を聞くが如く、中世の暗黑時代の深霧の中を經て、漸く十九世紀の今日は、片破ながらの月の夜であると

或は詩情に、或は俗情に、一時間も山路を散步して、宿に歸つたのは、最も遲い按ˊ の皈りとすれ違ふ時刻であつた、

主人はほんの一時の興に、其夜限のつもりで、温泉場に極めて不似合な、法律ばなしを始めた所が、こゝに意外な事が起つた、と云ふのは、翌日神奈川の書生に伴れられて、新に四五人の學生の客が加はつたといふ一條である、主人の豫想も少しは當つて、昨夜の客の中で、商人と名乘つた者兩三名は、翌日からは缺席したが、此意外は、新に增ねた、中に議論好らしい連中の要求に、復始より操返す要なはいとして、遂に其續を談し初める事になつた

主「今日初めて御出の方に申上げますが、昨夜刑法のはなしを初めまして、第一着に犯罪の一般の要素の事を述べやうと、一般の要素は第一に法律の明文、第二に意思に關する條件、第三に所爲に關する條件、第四に無權利たるを要するの關係と申述べて、其第二まではあらかた濟んだのであります、そこで今日は、第三の、所爲の條件から述べやうと思ひますから、左樣御承知を願ひます

所爲に關する條件を述べる順序は、初に所爲の程度と犯罪の關係、次に中止犯と未遂犯との異同、終に不能犯と云ふものを說く事に致します

甲　所爲の度程と犯罪の關係——犯罪に關する所爲を、其程度から觀る時は、陰謀、豫備、着手、實行、と成るのであつて

一　陰謀と云ふのは、二人以上の間に或る犯罪を實行しやうとの協議の調つた事、を謂ふのであります、協議の調つたゞけの有樣を指すのでありまして、それより上の事を爲た者は陰謀とは申さない、だから、甲なる者が乙に向つて、どうだ一番內乱を起さうでないか、と申出した處が、乙がそれはいやだと申して、協議が調はなければ陰謀とは成らなかつたのであります、刑法第百十一條に依りますれば、この陰謀と云ふものだけ成立つたに過ぎない場合は、罪と成らないのを原則としまして、假令へば內乱罪の樣に、特に法律に之

を罰する規定の在る場合だけ、罪となる事になつて居ります

二　豫備の所爲と申すのは、其程度に於きましては、陰謀に一歩を進めたものでありまして、實行に着手するよりも前の所爲で、實行の方法手段を整へ、器具を調へる類の事を指して豫備と名けて、人を殺さうと思ふ者が、刀劍を買入れたり、内乱を起さうと思ふ者が、兵器彈藥を集めるが如きは、其一例であります、これも第百十一條にある如く、原則としては無罪、例外としては特別の明文のある内乱の如き場合ばかりに有罪と爲るので、

但し内乱の樣に、特に其豫備を罰する場合と、似て非なるものがあります、本人が假令へば甲といふ罪を犯さうとの考から、其準備に別に乙と云ふ罪を犯したといふ樣な折には、其乙罪は本人の考では甲罪の豫備であつても、法律の目からは乙罪の實行を終つて、立派に一罪成立つたのであります、一例を擧ければ、人を殺す豫備に軍用銃を私造した場合に、人命犯は豫備を罰する明文がありませんから、殺人豫備犯として罰する事は出來ない、が、其軍用銃私造といふ点を、獨立の一罪として罰する樣なものであります、

三　着手、實行と云ふ事に就きましては、前に、犯罪の特別要素の事を一言致さなければなりません犯罪にも、人殺とか、窃盗とか、色々な種類がありまして、各々異つた要素があります、人命犯の、目的物は生命ある人類、所爲は生命を奪ふに足る擧動、結果は被害者の死亡、といふ点、窃盗の、目的物は他人の財物、所爲は窃取といふ事、贓物に就ての結果は犯罪に關係が無い、なぞ彼此違つた点があるから、之を特別要素と名けるので、其事は刑法にては第二編第三編第四編に規定してありますが、其特別要素の中で、目的物、手段、結果などの外に必ず何れの場合でも、所爲の示してないものはありません、

實行と申すのは、犯罪の特別要素の一として、法律に示された所爲其者を申すので、人命犯にあつては、殺すといふ所爲、尚詳しく言へば人の生命を奪ふに足る擧動、例で言へば刀劍で斬る毒藥を呑ませる、といふのが即ち人命犯の實行で、窃盗にあつては、窃取といふ所爲、尚詳しく云へば、他人の財物を他人の所持より移して己の所持に入れるといふ所爲が實行であります、

着手と申すのは、右に云ふ實行と極めて接近して居つて、而も實行其ものとは違つた所爲を謂ふのであります、人を斬らうとして居てまだ斬り付けない有樣、物を盗らうとして居てまだ取らない有樣は、人殺と盗仂の着手で、

右の實行と着手とに就ては、諸君も御承知の、未遂犯なるものが成立つのであります、それにはまた一定の條件がある

未遂犯には着手未遂犯と實行未遂犯との二種あつて(1)着手未遂犯といふのは、一定の罪を犯さうとした者が之に着手し若しくば實行の一部を爲し、而も意外の障害の爲に遂げ得なかつた場合を謂ふので、人を斬らうと刀を振上げた所を、巡査に取押へられた場合などは、斬るといふ實行はして居らん、而し振上るといふ斬に直接な所爲即ち着手して居つて、巡査即ち意外の障害に支へられた爲に遂げなかつた、殺人着手未遂犯の一例、また、官印を僞造しようと、既に彫刻に、取懸つた所を押へられた如きは、實行の一部をなすも障害の爲にまだ遂げ得なかつたといふ着手未遂犯の一例です(2)次に實行未遂犯といふのは又の名を欵効犯若くは無効犯などと申して、所爲の結果が生じてから初めて既遂犯と成るべき罪を犯すに方つて、實行の所爲を終るも、意外の障害の爲に、其結果の生じなかつた場合を謂ふのでありますが、此事は、も少し詳しく申さな

ければ分りにくいかも知れません、元來犯罪には、法律の定める處に從ひまして、所爲の結果を生じて既遂となるものと、實行さへ終れば結果を俟たずに既遂となるものとあります、仮令へば、人命犯などは斬るといふ實行の所爲を終つても、被害者の死亡といふ結果のない中は既遂とは成らん、即ち既遂の成立つには結果を俟つべき罪の一ッで、竊盜などは竊取し遂げれば、實行の所爲を終れば、賍物をどうしたといふ樣な結果を待たない犯罪の一ッであります、さて前に戻りまして、實行未遂犯と申すのは、實行の所爲を終つてもまだ遂げたと云へない場合でありますから、竊盜の樣な、所爲を終ると同時に既遂と成る罪に就ては生じ得ない、人命犯の、被害者死亡といふ結果を待つ如き、總て實行の結果を生じてから初めて法律が既遂と認める犯罪のみに就て、一旦實行の所爲は爲し終つたが、被害者が自身急に善後策を施したとか、不意に他人が來て救つたとか、いふ樣に犯人の意に出たのでない原因に由つて、其結果の生じなかつたのが、取も直さず實行未遂犯で、よく實行未遂犯の例に引かれるのは、毒殺する考で、適當な性質と分量の毒を服用せしめた處が、被害者自ら速に消毒劑を用ひて死を脫れたと、いふ場合であります

着手及び實行の所爲があつた場合は、前に述べました、陰謀や豫備の、罪と成らないを原則とするのとは、少し趣が違つて、刑法第百十二條に據りますれば、着手未遂犯、實行未遂犯は、重罪に就ては常に罰する、輕罪に就ては、特に罰すると定めてある場合だけ罰する、違警罪の未遂は一切罰しない、而うして重罪輕罪の未遂で罰する折には、既遂犯の刑よりも一等又は二等輕くする事になつて居ります

乙　さてこれからは、中止犯と未遂犯との異同、といふ事に移りますが、元來未遂犯は、着手又は實行してから犯人の意外の障害、思の外の邪魔の爲に遂げなかつた場合を云ふのでありますそこで、若しも犯人が、

自分の意志で、着手したばかりの者が實行せずに止めたり、實行の一部だけした者があとを止めたり、また結果を待つべき罪に就ては、實行の後其結果の生じない樣にした場合は、其自分の意から出た点に就て未遂罪とは違つたものとなる、處が意外の障害の爲に遂げ得なかつた、といふ未遂犯は罰する明文はあつても、自分の意で止めるといふ中止犯の場合は、罰する明文がありませんから全く無罪となるので、其無罪と成るといふ事には學說も判決例も一致して居る

處が中止犯の事に就ては、一寸注意なしければならん点があります、凡そ自分の所爲が、一旦ある罪と成つた後では、もはや決して自分の所爲で之を取消事を得ないといふのは一つも例外のない原則でありまして、此原則を中止犯と未遂犯との關係に適用して見まするに、着手又は實行してから、自身の意思で止めれば中止犯といふ、無罪の場合となるのではありますが、其止める以前に、既に意外の障害の爲に止めさせられて未遂犯が成立つてから自止したのであつては、無罪とはなりません、例を申せばすぐれ分りになります、人を斬らうと刀を振上げた、が、被害者が可愛そうになつて來たとか、捕縛處刑を恐れるとか、で思返して刀を鞘に収めた如きは、意外の障害のない中の自止であるから、勿論無罪ですが、其振上げた處を、巡査に捕へられたとか、被害者が強くてアベコベにねぢ伏せられたとか、被害者に逃げ了せられたとか、いふ爲に遂げないと云つた所が無罪(中止犯の無罪)とはなりません、

丙　これからは不能犯の事、不能犯とは、ある罪を犯さうと一定の所爲は實行したが、其所爲に對する目的物が存在しないか、而らざれば、能力なき手段を用ひた爲に、遂る事を得なかつた場合を云ふので、旅人と

思つて斬付けた所が往來の石地藏であつたなぞは、目的物不存の一例、毒殺の考で白い粉を呑ませたがそれは砂糖であつたなぞは、手段無能力の一例、これを未遂犯中止犯と比べる時は、彼は何れも終まで進みさへすれば、遂げ得る狀況に在るも、此不能犯は何程遂行しやうとするも、遂げ得ざる狀況にあるの、一大差別があつて、遂げないといふ点だけは同じであつても其遂げないのが、未遂犯では意外の障害が原因となつてゐつて所爲の性質から來るのではない、中止犯では本人の意志から止めたのであつて、同じく所爲の性質から來て居る、而らば罪と成るか成らんか、場合によつて違つて居ります、

目的物不存といふ事にも、手段無能力といふ事にも、絶体のものと、相對のものとありまして

目的物に關する絶体不能犯とは、犯人の目的とした物体が全く存在しない場合を云ふのであります、或人を殺さうと斬付けたが、其者は既に先に何者かに殺害されて居て、僅に遺骸を両斷したに過ぎないなど……、

目的物に關する相對不能犯とは、犯人の目的とした物体が全く存在しないのでは無く、止だ犯人が、存ると考へて所爲を實行した場所に無かつた場合、例へば、賽錢箱を毀して見たが中が無一物であつた、何時も其人の坐つて居る書齋の窓に向つて發砲したが、偶ま其處に其人が居なかつた、苞賊が人の懐中の中へ手を入りますが、私はむしろ無罪論の方に傾いて居る者の一人であります、此場合は有罪論と無罪論と、殆ど牙角の勢であさて手段に關する絶体不能といふのは、例へば、毒殺の考ある者が毒藥の積で砂糖又は清水を呑ませ、知らない中に人が彈丸を抜去つて居いた銃砲を以て人を打殺さうとし、滊車を顚覆させやうとの考で、岩の積でゐ柔い土塊を鉄軌の上に横へる等、總て手段に全く本人の目的を達すべき能力なき場合、を謂ふのであります

が、此場合も稍無罪論に一致して居ます、

所で手段に就ての相對不能犯といふのは、少しく前例を變じて、毒殺の考ある者が、毒藥を呑ませるには呑ませたが、偶ま被害者の先に服して居つた池の藥の爲に効を奏しなかつた、彈丸の込めてある鉄砲は打つたが被害者の外套が厚くつて透らなかつた、鉄軌の上に横へたのは、岩には相違なかつたが、機關車の雪退にはねとばされて、害を生じなかつた如き、總じて手段其者は能力なきものと云ふを得ないも、他から故障が起つて、當然の結果を生じなかつたのを謂ふのである、即ち能力ある手段を用ひながら、意外の故障で遂げなかつたのであるから、名は別であつても、手段に就ての相對不能犯といふのは、つまりは未遂犯の内に属するのであります、

右の不能犯の第一より第三までを、無罪と論ずる事に就きましては、隨分反對の議論はありますが、而し、不能の場合は其性質上、罪を遂ぐるといふ終局を見る事の出來ないもので、終がなければ始は無い、既遂に達する克はざるものには着手の所爲幷に實行の一部分をなしたといふ事が出來ないのであつて、刑法第百十二條にある其事を行ふといふ事が缺けるから未遂犯と云ふ事もできず、また他に個様な性質のものを謂する規定がないから、ろこで無罪との論が起つたのであります、

これで所爲に關する論の大体は片がつきました、さぞ御意屈でしたでしやう

と一時間餘の長談に、一寸息をつかうとするを、得たりと今日新來の書生客の一人、

書」今た話の不能犯の中で、目的物に關する相對不能の場合は、貴方は無罪說を御贊成でしたが、僕はむしろ有罪說を採るものです、全く目的物が存在しないのとは違つて、止た犯人が存ると思つた所に無いので、果して而らば、其信じた所に無かつたといふ、意外の障害の爲に遂げなかつたのであるから、能力のある手段を用ひた以上は、立派な未遂犯で、有罪たらざるを得ずだろうと思ひますがどうでしやう

との語氣案の如く議論の決闘狀を附けて、而も幾分か法律を修めた者でなければ云ひ得ない調子も見ゆるが、固より討論の主意で開いた集會でないからと

主」左樣、勿論それも一說です……甚だ失禮な事をお尋ね致しますが、貴方は何處で法律を御研究に……

との意外な質問に少しく躊躇して

書」僕ですか、僕は以前にある私立の法律學校に居ましたが、親が在京するのを堅く反對しましたから、中途で歸國したのですが、其後も引續いて講義錄なんかでやつて居まして、此頃は脚氣の療養旁々此處へ來て居るので、來年あたりは親なんぞの意見にかまはず、辨護士試驗を受ける積です、

主」それは甚だ結構……引續き御研究中との事ですから申上げますが、如何でしやう、一体私の考では、法學を修める間の肝要な心得の一としまして、議論の分れて居る論題なぞに就いては、必ずしもその何れの說の善いかを決するには及はない、止だ十分に甲說と乙說との論旨の在る所を了解するに止めて置いては……勿論判檢事とか辨護士とか、實務を執る人には、一の決した意見か無くつては叶ひますまいが、之を修める間には、論旨さへ呑込めば、亦自ら決論も立つて來る、只今の不能犯の問題とても、御說の如く思つた所に目的物の無かつた、といふ事を一の意外の障害と見做して、有罪の未遂犯であるとの論と、縱しや相對的にもせよ、目的物が無うては罪を遂ぐる事を得ない、其遂げ得さるの狀態は絶体的の場合と同一であるから無罪であると論じ、この二つのあることを既に御承知ならば、討論的の評議は見合せまさやうじやありませんか

うまく切抜けて討論會に變ずる災難だけは逃れた樣子

（未完）

◉大日本監獄協會總會

講話會

筆記者　君速輝

◉監獄の改良策

（前號の續）

法學博士　穗積陳重氏述

御承知の通り、一般の心理學に付いて、近頃必要說が起つた、又生物學者などは、段々生物といふものは外の物と同じ規則に從ふといふて參つた、其一般の學問の近頃有樣に伴ひまして、御承知の刑法なども、新しい派の學者が出來て、例へは佛蘭西のリラルダンウとか或はバロフワロの人でありますとか、伊太利のロンブロゾー、フエリー、カロハロー、リオイ、さういふやうな人が、犯罪といふものは自由の性質があるんだ、即ち犯罪といふものは、病ひの一種であるんだといふ位に說く、果して此說をして眞ならしむる時は、監獄などの取扱ひといふものも、之に對する方法がなければならぬのである、罪人の中で一番社會が困りますのは、御承知の慣習犯といふものである、幾たび監獄に投じても、又出るといふと同じやうなことをやる、此犯罪といふことが殆んど慣習を爲すといふ者に對し

ては、是はどういふ方法を採らねばならぬか、是れは特別の一つの問題でありまする、是等に付ても、佛蘭西で、千八百八十五年五月二十七日の法律で、是などに於ては餘程少なくとも、慣習犯罪人といふものは、固有の性質を持つて居るものであるといふ、新學派の說に固つて、此法律が出來て居るやうである、又同年の即ち千八百八十五年八月十四日に、重犯律といひ或は累犯律といふ、即ち屢々犯罪を犯すのを止めるといふ法律も、矢張今の必要說の方、人の性といふものは、素と善であつて、偶然罪に陷るといふ方の說に據らずして、犯罪といふものは、一種固有の性質あるものである、少くとも或種類の人に、斯ういふ性質があるといふことに付いて、之を決して居るやうであります、どうしても此監獄の改正といふものを永く期してやらうと思ひますならば、此懲戒、誘導此何れの方法に因るべきか、少くとも何れを主とするか、又どれ位の分量に爲すべきかは、どうしても犯罪人の性質を根本的に研究が出來なければむづかしいのでる、餘程此根本的の問題を望むのである、併ながら此問題を解しませぬでも、監獄衛生、監獄建築是等の一部丈けは、其取調上から監獄建築なその或は脫獄を防止する爲めの建築の方法、或は成るべく經濟的に建築するといふ、斯ういふ監獄建築の方法などは、今の人性論の議論にならなくても出來る方法がある、併ながら此問題を決しなければ、改正の根本は定まらぬものである、而して監獄の大部分、例へば獨居制分房制などといふことは、餘程學者實際家が其採用に付ては、色々議論のあることは諸君も御承知の通りである、併ながら彼の有名なるスペンサーなどの言ふて居る所から見るといふと、犯罪といふものは、素と社會的行爲である、人の性命を尊重するといふ、又人の信義を守るといふ、さういふ社會的德義に反するものであつて、矢張社會的の性質を持つて居る者は犯罪人であるから、これを尙ほ社會的にするといふことは、其者の性質を固めて仕舞ふ程であるといつて大變反對して居るやうな風の人もある、兎に角分房制などにかのことに付ても、罪人の性質はどういふものであるといふことが分りませぬければ、分房制の利害は分らぬ、或は階級制のことも其通り、殊に敎誨の方法でありますとか、其他囚徒の待遇といふことに付ては、どうも犯罪人といふものは、

固有の性質があるといふ考であるといふことならば、其待遇の方法と我々の待遇法とは大變違はねばならぬのである、併ながら此の如きことを申しましても、素と其問題といふものは、學者一般の議論になつて居る、又心理學者の甚だ難しとする所、人の心の研究が一番むづかしいのである、是程の千變萬化の働きをするものはないから甚だむづかしい、故に唯私は人性の研究といふことを以て、監獄改正の兎に角基礎としなければ、百年の改良を計ることは出來ぬといふばかりでは、甚だ其實用といふものに違いかも知れぬ、所謂論あつて策なしである、然るに此監獄協會なんぞといふものは、甚だ今の此人類學上の大問題を決するに、大いなる便利の位置に居りませうと思ひます、第一に人間に關する學問はなせ甚だむづかしいかといふと、それを試驗することが出來ない、金屬の如きも、或は之を熱し、或は之を鎔解し、或は之を衝にかけ、或は細かい物は顯微鏡に因つて種々の試驗が出來る、動物の如きものでありても、之を殺し之を解剖しても種々の試驗が出來る獨り社會のことに至つては、唯御手本に指へて見るといふことは出來ない、即ち實驗することが出來ない、數百年の觀察、細かい統計等に依りましても、一定の原則を實驗することは出來ないといふので、人性學といふのが一番むづかしいのである、然るに監獄といふものは、先づ社會で得べき一番最良なる實驗所です、蟲は籠に入れて飼ふて置ける、魚は水に入れて養ふて置くことが出來る、獨り人間といふものはさういふことが出來ない、然るに監獄は一社會を成して、其種類の或種類の人丈けは、總て衣食住細大一切或所に纏つて居つて、加之之を他の職務上よりして、それを見る機械といふものもあるし、見る機關といふものもある、人間の試驗場、人間の生活といふもの、、其人の氣風其他を觀察するに於て、人が代つてはいかぬが、先づ代ることが少ければ一つの實驗を爲し得る、仔細に觀察を爲し得るといふ所は、先づ監獄であるとか、或は癲癇病院とか云ふ風な所である、まー一つ監獄の便利なことは、此人間の極端な者が其處に這入つて居る、此一方の德義上から見ると、一方の端に居る人が這入つて居る、餘程著るしい性質を有つて居る人が這入つて居るから、これを觀察するには大變便利である、並の人などよりは餘程觀察が仕易い、人の能く言

ふ所であるが、善なる者は視察をするのが甚だむづかしい、即ち善人であるより惡人の方が比較的に視察が仕易い、蓋し德義上の極端なる一つの人間の表面を現はして居る者を常に集めてある所であるといふことも、極く研究に便利であるのです、又監獄といふものに付いては、一番精密な統計が取れる、一体人間の學問を段々進めて往かうといふには、統計が一つの大切な道具でありまするけれども、御承知の通り統計の危ないのは、其數に漏れるものがある、精確ならぬものがあるといふのが危ないのでありまして、十年とか二十年とか忘れる程の年限に因つて、此學者などが計算してのない統計が取れる、うれ等のことよりして人性といふことを、一般のことより見て、人の性質に就て斷案を下す實驗上に付いて便宜な位置に居るものと云はなければならぬ、此の如き位置にあるからして、然らばといふものは如何、是れは諸國の學會などに付いて、殊に是れまで進んで居りまする所の、理化學等の學會、又人事のことに付きまして、斯ういふ協會等には、或學者であるとか、或は生理學者、社會學者、最も望みますのは醫者であるとか、殊に精神病の學者でありますとか、病理學者でありまするとか、さういふやうな風のもの、即ち此人類に關係のあつて、獨り監獄事務ばかりでない、其監獄の改良といふものを計るものに對しては、必要なる人々といふ者を會員にするといふことが、甚だ必要なことであるぢやらうと思ふ、併ながら彼等も亦自ら好んで今の如き大問題の關係がありますからして、皆さういふことの調査には從事するものであらうと思ふ、又倫理學者、道德學者なども、重もに倫理學から說いて來るものが多うおざいますから、そんな者も會員に加へて、調査事項に關係させるといふことも、一つの方法であるぢやらうと思ふのであります、うれから是までの獄事統計といふものは、大概事項が定つて居ります、年齡であるとか、職業であるとか、土地であるとかいふことが多く致しまして、傾向、關係であるとかさういふやうな獄事統計といふもの丶事項を、もつと增すといふことが、甚だ必要であるぢやらうと思ふ、例へば唯今の……うれは今在るものもありますが、親子の關係があるとか、或は

方法を望むより外仕方がない、即ち其第一といふものは、常設の調査事項を設けるのである、即ち或問題を定めて、例へば犯罪人といふものは悉く一種の性質を有つて居るものであるか、或は其或部分の慣習犯罪人とかいふ者丈けは、身体に固有して居る所があつて、他の者はさういふものでないといふやうに、區別することが出來るものであるか、罪人といふものは一体遺傳があるものであるか、而して其遺傳といふものが、或一時の事情に因つて、消失せるといふことが出來るものであるか、或は一人が或事情に因つて犯罪人になつて來た、さうすると一体の犯罪慣習が、其子にまで及ぶものであるか、或は是れまでの教誨の方法等は、どれ位功を奏したものであるか、其他種々の永い間掛らなければ、分らぬ事項がある、うれ等の問題に付いて、常設の調査事項といふものを定めて、而して其調査委員といふものが本會にもあるやうに見受けまするが、先づ常に諸方の實際家より其意見を徵し、成績を集める、又外國に於ける同じ事項に付いての、調査論說等を悉く集めるといふ方法に依らなければならぬと思ふのです、それに付きまして此監獄協會といふものは、心理

るで親族的關係はないものであるとか、或はどういふ遺傳があるとか、疾病があるとか、醫師のことの統計の事項を增す必要もあるかも分らない、是等の方法に依りまして、罪人といふものは固有の性質があるものであるか、或は偶然罪に陷るものであるかといふことの問題を極めて、始めて囚徒待遇其他の改良の基礎が私は立つことであらうと思ふのであります、併し此問題といふものは、監獄協會といふものは、前に申しました如く、甚だ便利な位置にあり、又其改良等に付いては大關係のあることでありまして、此問題といふものを決しますれば、道德論でも、又刑法の論でありましても、其他人事社會の問題といふもの丶基礎が、悉く定まる位のものであります、獨り本會に於きましては、其本領である所の、獄事といふことの、末から爲す改良丈けでなく、其本からも矢張改良を計つて往き、一般の學問の進步に伴ふといふことが、甚だ大切ぢやらうと思ふ、玆に至りませぬといふと、西洋各國では大概此の如き有樣であるから、何れの國でも其調査に從事して居る、それを唯手を拱いて他の成績を仰いで向ふで出來たものに習つての往くといふ、先づ

唯今の日本の位置では私はあるまいと思ふ、固より是れまで先進者であつて、向ふは經驗に富んで居るから、是れから先も習つて往かなければならぬことは、澤山ありますけれども、既に學問の方法が或方針に向ふやうになつて、我が先に他人に其材料を送り、世界の者と共に、獄事問題、罪人問題の基礎を發見するといふことには、此協會などは自ら進んで往きまする心掛があると信じまする、又なければならぬことゝ思ひます、併し一言附加へて置きますることは、此問題の定まるまで、外の末よりする改良を措くといふのではない、種々の罪人待遇、其他監獄經濟、監獄建築、其他のことに於きましても、矢張學問の進み等を常に參考し、斟酌いたして、之に伴ふ考を以てやつて往く、併ながら是れと同時に罪人の性質研究といふことを、爲さなければならぬといふ、私の意味であります、今の問題を決して後に、始めて實際に着手するなんといふことでは、それは甚だ遠いことであつて、或は黄河の澄むのを待つといふ考のある人があるかも知れませぬ、唯着手は今よりしてしなければならぬことゝ思ひます、併し既に本會は之に着手し、罪人の性質論といふものは、獄事改良の根本になるといふことの方法に至るまで、既に御着手になつて居つて、私の申すことは是れから先も習つて往かなければならぬことは、澤山ありますけれども、既に學問の方法が或方針に向ふやうになつて、我が先に他人に其材料を送り、世界の者と共に、獄事問題、罪人問題の基礎を發見するといふことには、此協會などは自ら進んで往きまする心掛があると信じまする、又なければならぬことゝ思ひます、併し一言附加へて置きまするまで、外の末よりする改良を措くといふのではない、種々の罪人待遇、其他監獄經濟、監獄建築、其他のことに於きましても、矢張學問の進み等を常に參考し、斟酌いたして、之に伴ふ考を以てやつて往く、併ながら是れと同時に罪人の性質研究といふことを、爲さなければならぬといふ、私の意味であります、今の問題を決して後に、始めて實際に着手するなんといふことでは、それは甚だ遠いことであつて、或は黄河の澄むのを待つといふ考のある人があるかも知れませぬ、唯着手は今よりしてしなければならぬことゝ思ひます、併し既に本會は之に着手し、罪人の性質論といふ

◎監獄衛生に就ひて

（前號の續）

内務省衛生局長　後藤新平氏述

此の如く一方から認めたやうであるけれども、次第に犯罪は即ち精神の病ひである、人の精神の病ひである、人類世界に於て、犯罪といふ事柄が病ひであるといふて居る、以前は唯眞理の上から說いて、人間の社會に於て、一つの罪といふものがある、犯罪といふものがあるといふ解釋であつたが、それが次第に犯罪は一つの病ひであるといふことになつて來た、扨て病人といふことの釋義が起つた以上は、慈善心を以て之を扱ふといふ考の起るのは、申すまでもないことで、人として其心のない者はない筈である、それ故に輓近監獄衛生の主義は、之を病人として取扱ひ、健康に復してや

るといふことの方針を執るやうになつて來ました、即ち病人である、此病人は人と交際をさせてはならぬものであるから、交際はさせない、之を一緒に置いては、傳染するものであるから、傳染病者を扱ふと同じやうに、監獄に於て扱ふといふことは、甚だ必要なのであります、而して亦私が聊か身を杏林に置くが故に、敢て醫師の例を以て、牽強附會の說を爲すではないけれども、檢事判事の犯罪を推窮するに於て醫者の診斷學と異つたことはない、其關係から見ましても、甚だ相似たる所があるのでおざいます、そこで此監獄果して一の病院といふ論を採つてやることになつて來ましたならば、恩怨の感は皆忘れて仕舞はなければならぬ、以前の憎愛の爲めに不公平を生じてはならぬといふことからして、監獄に於ては、人間を一の物品として取扱ふことが、必要であるといふことが起つた、此言は私がタンカル裁判所の監獄を廻りました時に、裁判醫學の敎授が、縷々私に話しました、其愛憎を忘れて、物品として取扱ふといふ話は、今日に於て、慈善の考を以て、恩怨を忘れて、之を取扱ふといふことでなければならぬといふことを申しまして、其恩怨を忘れて、慈善の心を以て取扱ふといふことは、丁度其衞が物に情なきが如くに、すつと無情に扱はなければならぬ、其無情に扱はなければならぬといふ、其主義といふものは、今日の病院に於て、病人を扱ふのと、同じに扱はねばならぬといふことを言ひました、又其時に佛蘭西の學者が、世界の犯罪人は、總て精神上の病人であるといふことを唱へて居るが、それは大に當つて居るといふことを、其人が申しました、そこで此物品を扱ふやうに愛憎なく、或は恩怨なく扱ふといふことは、如何にも情けないやうです、併ながら犯罪者は病人であるといふ考さへ、頭に失せなかつたならば、決して情けない扱ひはしないで、本當に其念慮を得るやうな扱ひが出來るのである、何となれば、病人に餘り愛憎があるといふと、或は恩怨の感があるといふと、公平には出來ぬものだといふことを言ひましたが、私は大變に感じました、又日本に於ての醫師は、子供の病氣や、自分の病氣は自分で療治するといふことを申しました、重病になれば、どんな者でも人に見せるが……けれども亦餘り愛に過ぐるといふと、却て之を害するやうになる、餘り冷淡に過ぎても惡いけれども……

それだから恩怨を忘れ、又愛憎を棄てゝ扱ふといふことは、情けないやうであるけれども、眞の無情は情の極で、有情の極、無情にいくといふので、誠に味ひ極まりなきものと思ひます、或は此席に於て、監獄の職に當つて居らるゝ諸君に於ても、私と感を同じふせらるゝ諸君もあるであらうと、思はれますのでございます、

扨て此事が輓近の監獄衞生の主義と申しても、宜しき位になつて居りまして、監獄衞生のことは、此主義よりして、總て施行せられねばならぬといふことの考は、私の最も贊成する所でありまして、然るに若し此主義が、充分に行はれます時は、如何であるかと申しましたならば、色々なことが起つて來るでありませう、時間を費しませぬければ、直きには參りませぬけれども、種々の影響が起つて來るに相違ありますまい、果して此事が能く行はるゝことになりましたならば、或病ひには興奮劑が必要であると同じく、又或病ひには、下劑が必要であると同じやうに、復讐主義も必要なことがありませう、誘導主義、遷善主義も固より必要があらうと思ひます、或は此主義が或一定に行いては、或は適當しない、總ての世界の犯罪は、精神病者であるといふことが、適當しないといふことがありましても、動すべからざることにならうといふことが、千歳の後あるであらうといふことを、私は信じて居るのであります、

先づ此の如く論じ來りますれば、犯罪人程哀れなる者はないのであります、此者に向つて慈善の考から、充分の保護を與へて、人並みにしてやるといふことは、誠に必要なる人の人たる務めであらうと思ひます、それ故に感化院の如き、其他監獄的組織のものは、皆必要なるものであるであらうと思ひます、併し如何に斯樣なことが全備いたしましても、監獄總體の衞生上のことに付いて、唯今の趣意が屆くやうにするといふ制度が立たぬければ、決して慈善の目的を達することは出來ぬと、私は考へるのであります、而して今日の、即ち現行制度に於て、或は許さぬこともあるでありませうが、併し其勉めると、勉めざるとに因つては、此主義の實行に於て、遠近深淺を生ずるであらうと思ふ、先づ今日の監獄制度でも、此主義を行ふを許す道は、充分あるであらうと思ひます、現に私は鍛冶橋の監獄に居りましたが、以前監獄に這入つた時から考へて見ますと、又聞いた所に照して見ますると、餘程改良を加へたものであつて、餘り批難すべき所の點はないのでありまして、唯私一二の要點を擧げたいことがあるが、其中にも一つ申して見たいのは、病人のことであります、殊に囚徒の病人のことに付いて、一言して置きたいと思ひます、監獄果して病院なりといふ主義にしますれば、之を療養して健康體に復して、精神も身體も固より健康にしてやらなければならぬ、若し精神を健康にして、身體を不具にして仕舞つたならば、諺にいふ、牛の角を矯めんが爲めに、牛を倒すといふことにならうと思ひます、精神上のことに至つては、今の感化院の如きものがあり、或は保護會社の如きものがあつて、之を助くると雖も、造化に因つて與へられたる身體の健康に至つては、之を補ふことの出來ぬ損害を與ふるであらうと思ひます、此事は餘程必要なことであらうと思ふ、殊に塞い所の監獄なぞに於きまして、身體に缺損を生じ、僅な病氣の爲に癈疾不具に陷るといふ原因を與ふるといふ有樣が、隨分監獄にないとは云はれないのであります、此注意は實に此司獄の職に在る人の上に必要なる點であつて、其注意の深淺厚薄は、必ず獄事改良、若くは此刑を受けたる者、即ち刑餘の人の、禍福の因つて分るゝ所であらうと思ひます、其注意の最も必要なるものは、監獄に於ては、之に温暖を與ふるの法がなければならぬ、それと第一に看護法でありますが、是は餘程必要なことであるが、又困難なことであるといふことは、私が獄中に在つて、見て居つて察する所であります、色々に考へて居りましたが、どうも名法といふものがない、申上げるまでもないでありますが、若し其病ひに罹つた者の看病をしやうと思つても、自分も冷めたい思をして居るから、自分の身さへ看病をしなければならぬといふ有樣で、餘程是は困難なことであります、言換ふれば監獄の法が屆かぬのである、併し此点に付いて一大改良をして往つたならば、其慈善の屆くことは莫大なものであらうと思ふ、第一之を全く屆くやうに目的を達しやうといふには、病室の建築を變へまして、其擧動といふものが、中央の監室から見へるやうにして、看護人を近かせても、決して廣く世間なぞの關係のないやうに、してやらねばならぬ、之が最も必要な点であらうと思

ふ、さうなつた時には、仮令肺extensionに罹つた患者があつても、死に至らしめず、又發疾に陷らしめないことが出來るであらうと思ふ、其外病ひ次第では、左程思はぬ者でも、發疾に陷り、宿痾になることが、段々あらうと思ひます、そこで刑餘の人は充分なる働きが出來なくなつて、即ち身體と精神とが缺乏を告げて、其刑法以外の附加刑といふものを、うれに與ふるのである、うれを與ふると、與へざるとは、獄制の如何に關係するものであらうと、私は思ふ、是等の點を改正するのが、即ち監獄は病院なりといふ主義を貫くの、先づ手短なる事柄であらうと思ふ、もう一つ手短なことで、申して置きたいのは、肺病の者を、他の者と一緒に置かぬことが、非常な大慈善法であります、監獄に這入るといふと、唯塞い、苦しいといふ爲めに、肺病に罹つて來るものと心得て居るが、或はそんなことも原因となるでありませう、併ながら肺病の傳染病なることは、申すまでもないことで、うれを一緒に置く爲めに、傳染するといふことは明かな事實であつて、どうしても之を別にする必要があらふと思ひます、此の如きことは、先づ實驗せられたる諸君に於て、私の言ふのが嘘であるか、嘘でないかを御考へになつて、果して私の言ふ所が、事實であるならば、此改革は一日も猶豫すべからざることであらうと思ふ、而して今日費用の點から、監獄に良き醫師を置くことが出來ないといふことは、司獄の職に居らるゝ諸君の遺憾とせらるゝ所だらうと思ひます、此點に於ては、監獄協會の力に因つて、世の監獄をして、地方の府縣會議員等に、此慈善の主義を知らしめて、茲に一大改革を試みることに、躊躇されないことが、非常に必要なることゝ思ひます、うれで倫敦の富は貧民にあるといふ、諺のある如く、日本の富も貧民にあるに違ひない、此犯罪者といふものは、貧にして業に就くことの能はざる爲めに、犯罪を爲し、又七分通りは再犯に陷るものであるといふことで、おざいまするならば、此改革は必ず一日も猶豫すべからざることであると、私は考へるのであります、

其外私が實驗いたしました所に依りまするに、或一方の見解にしまするに、ナニ巡査の務めはまだ辛いと申しませうが、看守の務めは、被告人たるし我輩等に比較して見まするに、殆ど懲役に同じことであらうと思ふ、

甚だしい言のやうであるけれども……凡そ世の中に辛いといふものは、貧民の職工であるといふことが、輿論になつて居りますが、貧民の職工にしても、一日に十六時間力める者はおざりますまいと思ひます、他の監獄署は辛さ知らず、鍛冶橋監獄署の看守は、十六時間位務めに服するのでありまする、而して聞いて見まするに、府縣會の議員等に說いて見ても、此事は徹底しないと云ひますが、それは府縣會の議員の中でも、監獄に入つた者がありませう、それ等は同感を表しませうが、どうしても人間の情として、疎なるものと、密なるものと、深淺厚薄を生ずるものであるから、監獄の看守なぞに親しい者が、餘りないからでありませう、親しく其情況を見ることが出來ないから、其改良に付いても同感を表することをしない、或は獄中に在る時は、思想が興奮して居る者が多いのであるから、うれ故に如何樣に公平に扱はれても、尙は足らざるを感じて居る、從つて監獄中に於て、獄卒なぞのひどゝ務めをして居る者の爲めに、慈善心を發することがないと思ふ、之に因つて縣會議員なぞに、其事を說いても、目的を徹底しないのでありませうが、先づ之を改良することは、獄中の人に慈善を施すことにもなるし、給する所は薄い、給之を餘りひどく使つて置いて、給する所は薄い、給之を餘りひどく使つて置いて、給する所は兎に角、時間なぞは衛生上注意してやつて宜いと思ふ、是れは監獄衛生の一方から、彼等も生活物であるから、使つて置いてそれを補ふことがなければ、職務の敏捷活潑といふ点に於て、缺点を出するもので、是れ亦監獄衛生の一部であると思ふ、

どうか私の考へました所丈けを、此席を監獄協會の席として、私は御話いたしたのであるから、其事の當れるや否やは、諸君の御取捨にあることであります、尙ほ其改良を計るに付いては、それ〴〵機關もあることでおざりますから、其邊は諸君に於て、宜しく御取計ひあらむことを希望いたします、私は數月の間鐵窓の苦しみを受けました爲めに、其感じましたことを一言して以て、監獄改良の資に供せんとするのであります、謹んで諸君の健康を祈る、

（了）

雜　錄

◉監獄建築標準の內示

（板垣大臣巡視に就て）

監獄、建築標準の設定に關しては、數年間當局者の間に於て、喧傳せられ、吾輩も、亦、本誌上に於て、其の都度、意見を表白せしが、地方費負担の、地方監獄にありては、建築標準を制定發布して、府縣に強ゆることは、一得一失、容易に之が、實行を、期すること能わざるべく、また、未だ、行刑制度も確定せず、從て一定の標準を設けて、建築せしむることも、今の處、考へものなれば、是等の爲めか、標準の發布は、一時見合せとなりしが如く、然れども、主務省大体の方針は、既に定まり居りし趣にて、先般內務大臣、關西地方巡視の際、說示せられたる、事項中に、監獄建築標準の要綱をも、含みありて、將來建築する處の、監獄は、其の要綱に依り、設計せしめらるべき筈なりと、而して、吾輩の聞き得たる處に依れば、大署左の如し

一、獄舍の構造は、向合ひ房とし、丁字形、扇形、若くは十字形と爲すこと

二、拘置監は、分房を主とし、雜居房は、拘禁人員十分一を、容るゝに止むること

三、因人監は、拘禁人員を三分し、左の割合に依ること

分房　三分一
夜間分房　三分一
雜居房　三分一

四、雜居房は、一房三坪（拘禁人員五人以下）の構造とすること

五、外壁は煉化石、若くは土塀を以て構造し、高さ十五尺以上とすること

六、炊所、浴室等、火氣を使用する建物は、煉化石を以て構造すること

七、房窓は、床上六尺以上の位置に設くること

八、前面は、戶扉、又は、戶扉の上に、視察孔、食物差入孔、及天井際に、小窓を設くるの外、成るべく密閉すること

九、天井に、空氣の流通すべき、構造を爲すこと

十、拘置監及分房監に附屬する、運動場は、一人づつ區劃すること

建築の要綱已に斯の如しとせば、萬般の設備も、之に依て、窺ひ知るべきもの少なからず、吾輩は望む、只一地方に內指するに止らず、廣く一般に指示し、將來建築するものは言を俟たず、在來の監獄と雖も、漸次、此方針に依り、改修せしむるの策を執られんことを

◉刑事人類學會議開設に就て

（小河氏の出席）

來る八月廿四日より、同月廿九日まで、一週間の豫定を以て、瑞西國ゼネーブ府に於て、刑事人類學列國會議、開催に付き、同國政府より本邦駐在同國總領事を經て、本邦よりも、代表委員を、派遣せられんことを照會し來りたるより、刑事人類學は目下の一新題として見るべきものにて、之が研究は、監獄學の一部として、最、必要欠くべからざるを以て、幸ひ小河氏は尙ほ、獨逸國ボン府に滯在せるが故、同氏に該委員を命せられ、出席せしむることに決定なりしと云ふ、該會の議題等は飜譯欄內に譯出すべし

◉列國監獄會議の常設委員會開設

（我政府の加入如何）

列國監獄會議常設委員會も、亦、八月中瑞西國グン府に於て開かるゝより、該委員會は次期開會の準備、其他統計、諸報告の調查等を爲すものにして、之に加入し置くときは、種々の点に於て、便益あること勘なからざるより、本邦に於ても成るべく、加入せられ、獄制調查の便を得られたきものなり、又同會へは前項に記するが如く、刑事人類學會議出席の小河氏、都合次第にて出席せらるべき筈なりと聞く

◉犯罪原因調查に就て

（正確なるを要す）

犯罪防遏の實を擧げんとせば、犯罪の依て起る處の源泉を探究し、以て末流より之を救濟するの勝れるに如かず、其の現行の犯罪、眼前の事實に依り、懲戒誘化せしむること、固より不可なしと雖も、其の原因を究め、以て、適應の理術を施すに比すれば、迂遠たるの譏りは免かれざるべし、聞く處に依れば、板垣內務大臣は就職の當時、已に爰に意を投せられ、犯罪化成の原因を研究する爲め、此程汎く、各府縣に命じ、綿密なる調查を爲さしめられしと云ふ、抑、犯罪の原因を調查し、若くは、犯罪化成の系統を、研究することの如き

は、極めて、難事とする處にして、固より、監獄のみにて調査すること能はず、又、警察のみにて、調査することも難かるべし、然れども、其の調査したる結果の、至要至大なるを以て見れば、監獄、警察ともに、其の困難なるに關せず、十分の調査を爲し、正確の答案あるや、信じて疑はざる處なり、而して、調査項目の、概略を開くに、監獄に係るものは、幼時に於ける、養育及教育の狀態、犯罪前後の境遇、乞兒若くは、浮浪者の如き、無職業者の、子弟が、種々の階段を經て、掏摸、窃盜等に、化成する有樣等を、三十餘項に細別して、調査せしめられ、警察に係るものは、掏摸の團体、親分、子分の數、是等が一日の稼高、行旅病者、救助を受くるもの、乞食、浮浪者の處分を受たるもの等なりと云ふ

◉徒流刑囚押送聯合區域改正
（官報參看）

去月内務省訓令第五號を以て、徒流刑囚、押送聯合區域を改正され、從來、東京假留監聯合地方たりし、大坂府、京都府、奈良縣、和歌山縣を割て、三池假留監聯合地方に、編入せられたり、右は東京假留監聯合地方は、

廣くして、且、月々、徒刑囚の收監せるもの多く、故に北海道へ發送する囚徒も、常に、東京假留監に限る有樣にして、加之、定員を超過する場合、屢々なれば、監房及役業にも差支を生ずるとい、又一方三池假留監聯合地方に在ては、徒刑囚少く、定員充足にも、困難なるのみならず、炭礦業に使役する囚徒に、不足を生ずるを以て、兩者の便を計り、改正ありたる趣なりしやに聞けり

◉警視廳監獄署移轉の風說
（完全の建築を望む）

警視廳及警視廳監獄署附近の土地は、中央停車場の、豫定地となりしことは、新聞紙等の唱導する處なりしが、果して事實なりとせば、該監獄署を移轉するときに當りては、之を建築すべき地所は、就れの方面に撰定せらるべきか、拘置監のこと故、裁判所とは隔離すること能はず、然りと雖も裁判所附近に於て、適當の場所ありとも思はれず、此点に就きては當局者、已に明案の存するものあるべければ、吾輩の杞憂を要せずと雖も、若も改築せらるゝに當りては、敢て遺憾なきの構造あらんことを望ひ、帝國首都に於ける拘置監、

内外人の等しく、眼を注ぐ處にして、拘禁すべき被告人の人種、及罪件も、他府縣に比して、自ら、異なるものあり、又其の人員は全國中の多數なれば、獄舍構造の上に於ては、最も愼密ならざるべからず、徒らに一時の失費を吝み、姑息の建築を爲すが如きは、國家の爲め、最も不可とする處なり、主務省に於ても、亦眼を刮して監督せられ、悔を將來に遺すが如きことなからんことを、尤も已に、建築標準の内定あるよしなれば、分房の設備等に至りては、該標準に、依準せしめらるべけれども、或は、巢鴨監獄新築の際に於ける如く、府會の希望に依りては、十分に分房を設くることを欲せざるものもあらん、此機に處する當局者の措置如何は、當に警視廳監獄の爲めのみならず、本邦治獄の上に、影響する處極めて重大なるものあるべし、當局者請ふ愼重の注意を煩す

◉萬國監獄會議報告書及議事錄
（讀者に紹介する期あるべし）

客年六月、佛國巴黎府に開かれし、列國監獄會議議事錄、及諸報告書、統計表、其他、十餘種、此程該會より、内務省に送付し來れりと云ふ、該書類に依るときは、會議に列したる、歐米諸國に於ける、最近の行刑方法より、吏員の採用、資格、保護事業の摸樣等、大に參考とすべきものありしと云へば、其筋の許可を得、追次、譯出讀者に報導するの期あるべし

◉病監の構造に就て
（病者の區劃を嚴にすべし）

病監の構造は、診察、看病等の便を計りたるが爲めか、多くは一室に、數人を收容し得るの、大室數房に止るが故、自然病性の隔離十分ならず、肺病の如き危險の病者すら、外科的疾患のものと、衾を併ぶるあり、重病死に頻するものと、輕症安坐するものと、褥を接するありて、病毒傳播の虞り少なからざるものあり、斯の如きは、監獄衛生に、意を用ひざるの甚敷ものなれば、病室は成るべく、小室に區劃し、傳染性病は勿論、重輕病及各病症の類別等は、嚴重に區劃するの、構造に改めざるべからずと、或る要路の人は語られり

◉警察留置場の取締に就て
（將來見るべき改良あらん）

警察署附屬の、留置場に於ける、取締方に就きては、紀律、清潔、衛生、其他、諸般の事の、慊然たらざるもの

あるは、本誌屢々、注意せし處なるが、過般內務省に召集されたる、警部長會議の節も、留置場取締方に付、指示せられたるものありと聞く、其の大要と云ふは

警察留置場に拘禁する、留置人と雖も、正座、沈默せしめ、其の紀律を嚴にし、房內は每日掃除、拂拭せしめ、便器の如きは、特に淸潔を主とし、臥具は時々洗濯して之を、天日に乾燥し、就寢、起床、喫飯の如きは、時間を嚴定する等、凡そ、監獄の規定に依らざるべからずと云々

其他、糧食簿冊等の、不備にして、食數と拘留日時の符合せざるもの、差入食の記載を欠きたるもの等ありて、是等は、會計不整理の、甚しきものなれば、注意すべき旨をも指示せられたりとか、將來留置場の改善、大に見るべきものあるべし

◉分房拘禁の年數に就きて

（制限を設くるの必要あるか）

晝夜分房に拘禁し置くべき、年數は各國とも、制限ありて、普通は、短かきは一年半、長きは五年に過ぎざるが如し、蓋し、斯かる制限を設けたる所謂のものは、衛生上の危害を虞りたると、一面感化に必要なる期間を、豫想したるに過ぎざるべし、本邦に在りても、分房制實行の曉には、斯かる制限を必要とすべき論者もあるやに聞きしが、假令、制限を附したりと雖も、衛生上の害あるか、又は感化の目的達たりとせば、其の期限內と雖も、夜間分房若しくは、雜居房に移さゞるを得ず、また、身體に異狀なく、感化上尙ほ長期間の分房を、必要と認むる場合に在ては、强て、其の制限に從ひ、夜間分房若くは雜居房に移すの、必要あらざるなり、若し成文の上に於て、斯かる制限を設くるときは、當に、刑罰執行の目的を達すること能わざるのみならず、當局者をして、其の理術の運用を辨制するに過ぎざれば、須らく當路者に一考を煩す

◉監獄醫務に就て

（醫師の責任や大なり）

時、將に炎熱に向ひ、傳染病の豫防、淸潔法の嚴行等は、最、必要なるの時季とはなりぬ、監獄醫の職責の大なることは、常に吾輩の唱導する處なるか、動もすれば、監獄醫は獨り、診察、治療に、從事せば我か事、足れりとし、監獄衛生の、大事あるを知らざるものなきにあらざるやの感を生せしむ、彼の作業と、服役者との

關係、差入物品の精撿、監獄構內の溝渠、溜水、藁埃捨場等の、監督の如きも、亦、監獄醫の任務に屬す、其の病者を診察するに當りても、愼密なる注意を爲し、特に傳染病流行の時季に在りては（仮令其の地に病者なきにもせよ）病源、症候、經過等に、注意を用ひ、苟も、疑しきものあらば、隔離、豫防の策を施さゞるべからず、或る新聞紙の報ずる處に依れば、監獄醫にして、回歸熱患者を、「インフルエンサ」と認め、豫防、隔離の、十分ならざりしが爲め、忽ち傳播して、多くの死亡者を生じ、終に支署長までも、之が爲め死亡するに至れりと云ふ、監獄醫たるもの、愼まずんばあるべからざるなり

◉書信接見を利用して感化の實を受くべし

（立會官吏幷に敎誨師の注意）

敎誨、訓諭は、心情の事物に感觸發動するの機に乘じて、諄々之を行ふときは、其の効果普通敎誨に於けるより、顯著なるべし、獰惡不逞の囚人と雖も、書信、接見等に際しては、往々熱淚に咽ぶものあり、之れ、畢竟、父母妻子の近狀を思ひ、師傅、隣佑の消息を聞き、故鄕の山河を追懷し、事々、物々、己の心情に刺激し、萬感交々胸に迫るに依るが故なり、是を以て、囚人に敎誨を施すには書信接見等の際に於て爲すを必要とす、又、書信接見は、其の意氣と、對手人とに、害なき限りは、成るべく頻繁にし、之を許すにも、成るべく、寬容なるべし、仮令ば、接見出願者にして、父母妻子若くは、恩師、隣佑等なるときは、努めて、彼我の談話を盡さしめ、立會官吏に於て濫りに、制限することあるべからず、又參考となるべき事柄は、敎誨師に傳へ、敎誨師は之に依て、訓話敎誨するを要す、場合に依りては、接見の際、敎誨師も之に立會し、交話等を爲すは極めて有益なるべし、敎誨師は又常に書信接見を勸誘することに注意し、若し囚人にして、親屬等に發信せざるものあるときは、發信を促し、親屬の安否を訪はしめ、又、接見若しくは、來信の必要ありと認むるときは、敎誨師より之を通報して、接見來信を親屬に勸め、努めて、親屬との關係を親和せしめざるべからず、とは其筋の意見にして、板垣內務大臣も、大に之を主張せられしやに洩れ聞けり、吾輩は斯かる必要なる事柄は、速に實行あらんことを望む

◉假出獄停止の件に付

（注意一件）

假出獄中重輕罪を犯したるもの、特別監視期經過後、其の裁判確定せしときは、刑法第五十六條に依り、假出獄を停止せんとするも、停止すべき殘刑なく、然りと雖も、出獄中經過せし日數は之を不問に置くときは、權衡上頗る其の當を失ふか故に此等の点に於て、疑惑を生し其筋へ伺出られたる向もありしやに聞しが、抑、刑法第五十六條は單に停止の手續を規定したるものにして、前者の如きは殆んと眼中に置かざるものなり、故に、斯かる場合に在りては、裁判確定後、再び入監せしめ、更に假出獄中の日數に當る刑を施行すべきものなりと聞く、尤も、審理の爲め未決拘留中の日數は、本刑、即ち、假出獄せられたる刑期に算入するものと云ふ

◉海嘯被害の監獄官吏救助金の配付

（集治監典獄に托す）

本會に於て、今回海嘯の爲め非命の死を遂げ、又は、負傷したる、宮城集治監雄勝濱出役所の看守、及、其の遺族を救濟する徽志として、全國監獄官諸君へ義捐金募集を請ひたる處、同情を表せらるゝもの多く、既に百五六十圓の集金ありしを以て、長屋委員長より小泉典獄へ交附し、配付方を囑托することゝ爲しぬ

◉小野田警保局長幷に久米參事官の巡視

（被害調査として）

宮城集治監雄勝外役所、被害調査の爲め、久米内務省參事官は坪井課員及縣治局員一名と共に、同所へ出張し續て三陸被害地を巡視したる上、宮城集治監を巡視せられ、又内務大臣と共に大坂より直に被害地へ出張したる、小野田警保局長は三陸巡視の末、青森より大臣に先ち、坪井課員及新居警務課員を隨へ、雄勝外役所幷に宮城集治監を巡視し共に同監將來役業上に於ける方針、外役所再役の利害等を取調へ、歸京せられたり、聞く處に依れば、該外役所の役業は囚徒の業務に適し、且、收入工錢も意外に多く、又該役業を中止するときは、石盤業を以て生業とする、同地方村民の生計を奪ふの虞れもあれば、成るへく、速に、再設せらるへき筈なりと云ふ

◉靜岡縣慈善家の訃音

（一掬の淚を濕かさるを得す）

靜岡縣出獄人保護會社の爲め、金原明善氏と共に偉大の功勞ありし山崎千三郎氏は去る四日遠逝せり、吾輩は獨り靜岡縣保護會社の爲め之を惜むのみならす、斯道の爲め斯かる慈善家の遠逝を惜まさるを得す、葬儀の際には、該保護會社よりは紅白の旗、及生花等を贈られ、監獄署員も、福田典獄を始め、會葬せられたるもの多しと

◉出獄後の取調

（他山の石たらんか）

左の表は、香川縣監獄署の會員より寄せられたるものにして、特赦、假出獄及賞表を與へたるものゝ、出監者に對し調査したるものなり、是に依て見るときは出監後の成蹟、一目瞭然、其の監督の周到なるを慶ふ、吾輩は望む如此好良なる材料は各府縣とも寄贈せられんことを、他府縣に於ても、斯かる調査行われ居るへしと信す、全國に於ける是等の統計は、治獄上、極めて要用なるものと云ふへし

出獄者ノ身上調査表

（明治廿九年四月調査）

		明治廿五年一月ヨリ廿九年四月二至ル特赦及假出獄者二五人ニ對スル	有貸出獄者四三人ニ對スル
行狀	最良愈謹愼	一七	二一
	通常稍謹愼	五	八
	不良改悛ノ狀更ニナシ	二	六
	失踪	一	八
	死亡	一	一
職業	勉勵	九	七
	稍勉勵	五	六
	遊惰徒食	一	二
	失踪	一	八
	死亡	一	一
生活ノ度	中等以上	一	二
	中等ニシテ困難ナシ	〇	七
	下等ニシテ極メテ省困	一	一
	失踪	三	六
	死亡	一	一
家族ノ關係	極メテ親睦	〇	五
	通常	四	八
	不和	一	二
	失踪	一	八
	死亡	一	一

世人交際ノ狀況	中等以上ノ人民ト交際ス	三	一	一	一	一
	通常人民ト交際ス	二二	二八	二	一	一
	好惡不一ノ徒若シクハ曾テ入監中ノ者ト交際ス	一	六	一	一	一
	失踪	一	八	一	一	一
	死亡	一	一	一	一	一
世人ノ信否	信用ヲ回復セシ者	六	一四	三	二二	一
	稍世人ノ信用ヲ回復セシ者	四	一〇	一	一	一
	更ニ世人ノ信用ナキ者	一	八	一	一	一
	失踪	一	一	一	一	一
	死亡	一	一	一	一	一
備考	本表ハ特赦及假出獄又ハ賞票ヲ有シテ滿期出獄セシ者ノ身上調査ヲ所轄警察署ヘ照會シ其回答報告ニヨリ調査シタルモノナリ					

海嘯慘記

鳴呼慘なるかな、東奥三陸の地、囹圄の中に包まれ縲紲の辱に遭ふ者も、尚、且餘生を樂む斯聖代に、何たる悲運ぞ、身は狂瀾怒濤に浚はれ、あへなく魚介の餌とならむとは、幸にして九死一生を免れたるも、養ふの父母なく、侍するに妻子なく、孤身嚢を倚る邊なきの叢、生者寧ろ死するの安逸なるに如かず、あはれ、此の悲慘、筆を採るだに夏尚は寒し、況んや我親愛なる道友會員諸士の罹れたるに於てをや、苟くも身を戒護の職に置くに非さりしならば、幸に免るゝことを得たらむに、不幸にして生前この薄給に甘んじ、死して再び父母の慈顏に接することを能はざるに至りたる所以のもの、豈慟して哭すべきの至ならずや、死する者天運と稱する可なり、生殘せる妻子眷屬を如何せん、是等の者は今日以後誰が爲めに壽命を繼くべきか、負傷する者天命と稱する亦可なり、辛ふじて糊口の資を得るの薄職、如何して醫藥の資を求むべき、之を思ひ之を憶はゞ道友の諸士誰れか涙を揮て奮然救助の念を發せざる者あらむや、本會微力なりと雖も亦起て義俠諸士の顧念を煩はすに至りたるは實に玆に在り、而して能く此義擧に應せられたるの仁人君子續出するに至りたるは謹謝の情に堪へざる所なり、尚其詳細の如きは本號廣告欄内を參看あれ、參看して而して左の實況特報を一讀せば本會の擧、亦徒爾ならざるを知るに足らむ

藤吉習敎氏特報

今回海嘯の害を被りたる宮城集治監出役所は、仙臺より東北の間に當れる海濱にあり、道程凡二十有三里往來不便にして石の巷迄は瀧車瀧船の兩便あるも、夫より先き八九里間は道路嶮悪、殊に此濱に超ゆる一つの峠あり上下三里餘甚た峻嶮なるが上當時は草木鬱蒼し殆んど坂路を埋沒するに至れる最も困難の通路たり、之を下る二里余にして一小灣あり雄勝濱と云ふ集治監の出役所は此處にあり、當時出役せしめ置きたる囚人百九十五名看守長一名看守三十四名なり

さて宮城集治監雄勝出役所は灣を前に控へ殊に看守合宿所の如きは尤も其附近に接し居るの故を以て激嘯の眞向に襲はるゝところとなり當夜休憩の看守十六名にして終日の劇務に身体疲勞し、中には書見中のものもありしと、今此内にありて存命し居りしものの嘯を聞くに、時恰も、午後八時二十分頃海面に當り轟然としてスワ殆んど山岳を倒すが如き物凄き鳴動を發したり、急破ことを海嘯起れりと各科合監房に至らんとして正裝を着んとするも、實に嘯嗟の間に激浪怒濤山を爲して襲ひ來れる有樣なるを以て僅に佩劍と帽とを携帶し臺所迄疾走し來る（臺所の北口より監房に至る口ある）を以てなり）此時早く彼の時遲く既に激浪怒濤の中に包まるゝところとなり、床板は破竹の如き響きを爲し天井裏に迄劍付けられ身体板挾みとなりて出るに途のなかりしも幸ひなるかな水明に壁の一隅に一ッの穴あるを透見したるに依り決死夫より屋根の上に出しが此時既に柱等を一掃せられ屋根のみ漂流し居れり、之れも亦瞬時に裂けんとするの危機一髪の中に流れ來れる船ありしを以て三名丈け直ちに之れに飛乘り余の五名は他より辛ふして萬死に一生を得たりと云へり

監房に於ては部長一名に看守二名の宿直なりしが前同樣の鳴動を聞くと齋しく一名は早く一監房を開扉し又一名他の監房に移らんとしたれど其監房は水先に當り赴く能はず囚徒は房内の柵壁に攀登して救助を乞ふの聲、四方に喧噪し時に一人の看守危險を冒して監扉を敷石の大なるものにて打破り水勢、稍緩慢に赴くの機を見て悉く囚徒を開放せり、此危險を冒して開放したる看守は佐藤信安と云ふ水練家なりしと、且つ不思議にも場内に建設し置たる「ランプ」の一つ消へさる在りしかば之れを片手に差上け尚ほ水嵩五尺の身体を沒する中を先導しつゝ、囚人を無事山上に引致せり、夫が爲め二百に近き囚人中僅に二名の溺死と行方不明の者二名を出せしのみなりと若し此看守と「ランプ」のなか

りせば或は如何なる事に至れるやも計り難しと云合へり、之れより先き部長は鍵を取出さんと事務所に入り再び出んとする時に於て既に身体をさらはれ生命危ふかりしを辛ふして萬死に一生を得たりし、開放したる囚徒等は殊勝にも看守長中村欣一氏の住居近傍に蟻集せり、此際散宿し居りたる看守は各危險を冒し戒護に從事し、尋て不取敢同處の山腹なる天雄寺に避難せしめ置きしが典獄小泉保直氏は右の報に接するや、否、直ちに急行出張せられ其處分方法を講せられし上、百五十六名の囚徒を一と先つ本監に引揚げ、殘る二十七名をして跡取方付の濟次第引揚上げらるゝ都合なりと已上の如き有樣なるを以て僅に監房と炊所事務所とを殘すのみ他は悉く急瀧の勢ひを以て、一擧萬物を洗ひ去らるゝに至れり、殘りたるものと雖も土臺下を崩し縱橫蹂躙四方を破壞しあれは、到底再び用には立たざるなり今殘りたるところのものは何れも一端激浪の中に包まるゝと雖も水の吐出し易きに由て盖し存在せしものならん

囚人は避難前後共、至て平穩無事當時僅かに三名の逃走者あるも何れも直に捕獲せり、畢竟斯く平穩無事に至りたるは看守長已下看守諸君の職務に挺身盡瘁したる結果に外ならざるなり

被難の看守及囚人は別紙の如し尙ほ參考の爲め被害の略圖差送申候

（別紙）看守海嘯被害生死不明の者

任命	現俸給	勤續年數	族籍	氏名	年齡
死体發見 廿五年七月二日	九圓	四年	石川縣平民	山崎英太郎	元治元年三月晦日生
十六年六月廿六日	九圓	十三年一ケ月	宮城縣士族	菅野久左衛門	安政元年十月生
十八年十二月十九日	九圓	十年七ケ月	全	男澤義平	安政六年三月生
廿六年六月廿六日	九圓	三年一ケ月	全	今野久五郎	明治二年九月廿四日生
廿七年四月一日	九圓	二年二ケ月	石川縣士族	秋山好義	明治六年三月十一日生
廿六年四月一日	九圓	三年	全	小塚斧男	元治元年八月十五日生
十四年八月十五日	九圓	十四年一ケ月	宮城縣士族	片山則次	弘化三年九月生
十五年二月廿八日	九圓	十四年五ケ月	全	中津山忠之進	安政六年正月生

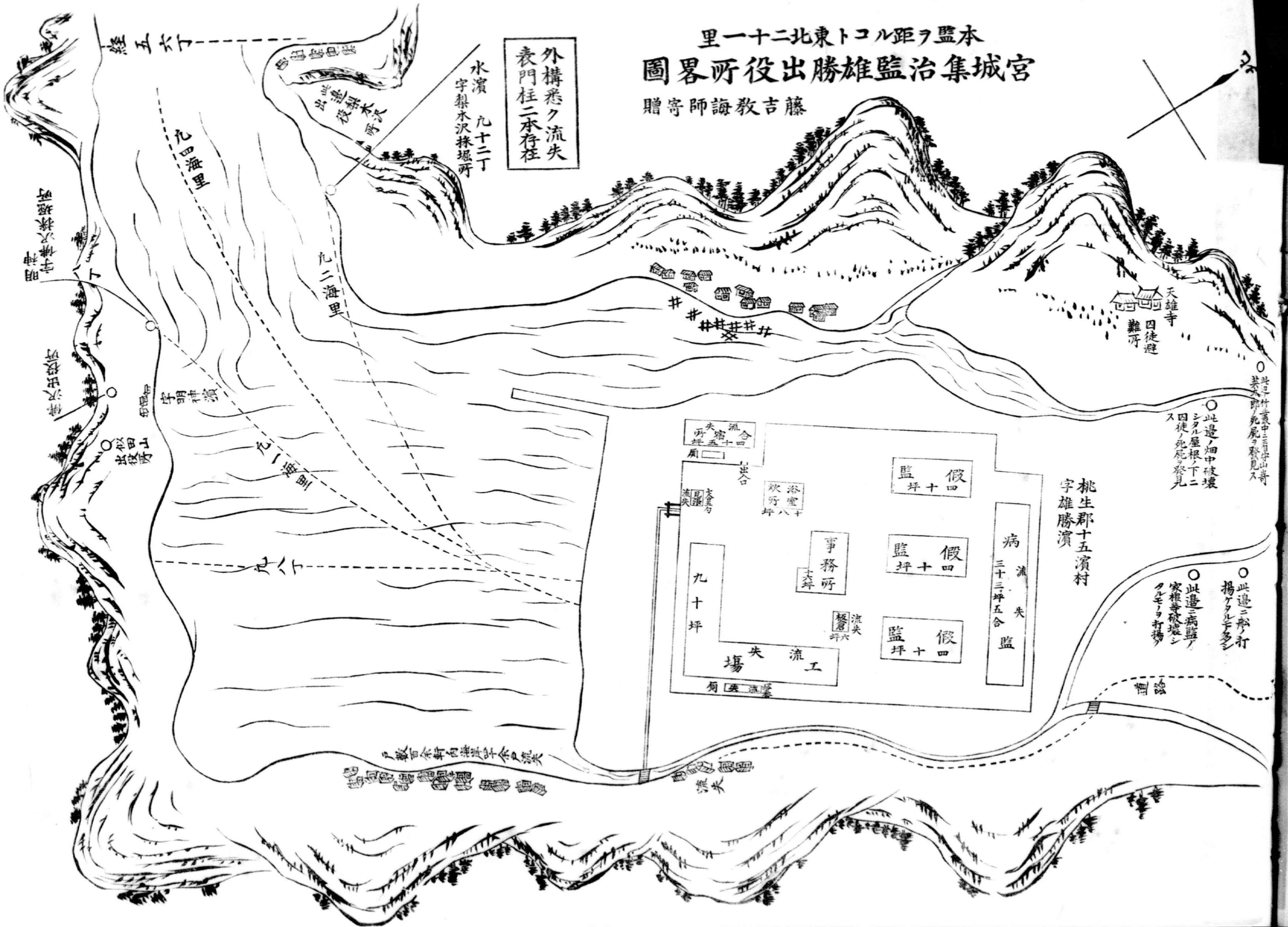
明治廿九年六月十五日雄勝出役所ニ於テ
囚徒百九十五名ノ內海嘯被害及逃走四人

福井縣坂井郡坂井港平民舟乘
溺死々体發見、懲役終身　強竊盜五犯　堀田平藏
嘉永五年十一月生

本監ヲ距ルコト東北二十一里

宮城集治監雄勝出役所略圖

藤吉教誨師寄贈



溺死体發見　岩手縣南岩手郡加賀村平民商　懲役終身　竊盜三犯　高橋榮太郎　安政三年三月生

同　上　福井縣丹生郡安養寺村平民無業　懲役終身　竊盜四犯　加川源次郎　安政三年十一月生

逃走翌日捕縛　新潟縣北蒲原郡丸潟新田村平民筆工業　懲役終身　銀貨變造五犯　犬井耕作　萬延元年四月生

同　上　鳥取縣八東郡下津黒村平民農業　懲役終身　竊盜六犯　田中常藏　安政三年九月生

同　上　新潟縣西蒲原郡新堀村平民屋根葺業　懲役終身　竊盜七犯　梅澤事　池内權平　安政三年六月生

行衛不明有期徒刑多分溺死ナラン　岐阜縣池田郡市場村平民植木職　十四年　謀殺初犯　内藤代吉　嘉永五年二月生

◉看守反省錄

異山生

(31)四人の攝生

四人一日食膳に魚肉を與へらる、其の肉臭氣を帶び、其の味酸し、依りて之を看守に訴て曰はく、案するに、此の肉腐蝕せり、嚥下するに忍びず、請ふ、之を他の香物に交へよ、看守曰はく、汝等四人にして、魚肉を得るは、過分なり、扑舞して、之を食ひ、且、其の好否を云ふ勿れ、四人曰はく、敢、貴命に抗するにあらずと雖も、若、此の肉を食盡せば、恐く後日疾病に罹らん、一身は大事なり、請ふ之を聽せ、看守曰はく、默せよ、默して、三省せよ、汝等、嘗、良民を窘め、國法を犯したるもの、而して官は其の罪を惡んで、其の人を惡まず、暖衣飽食、汝等を厚遇して、殆、社會に於ける、中等以上の生計を與ふ、又た何等の不足かある、思ふに、汝等社會に在るの日は、衣は寒を防ぐに足らず、食は飢を凌ぐに足らず、窮迫困弊の餘、此の極に陷りたるものならん、少しく、其の驕傲を愼み、以て官恩の至深至高なるを思へ、四人曰く、然らば、在監人たるもの、破衣汚食、攝生を顧慮す可らさるの意か、余輩の所業、素より憎殺すへし、然れども、監獄の旨義如何を尋究せば、或は否さるべし、噫

監獄衛生の、最、注意すべき点は、飲食物にあり、之を主管するもの、他に在りと雖も、亦、看守の周密に、留意すべき所たり

(32)代書の信書

囚人某慨歎して曰く、世の中に、不如意の憂事夥多なり、就中文字を知らさる者は、又、一厝之を感ず、殊に監獄に拘禁せらるゝものは、猶更不如意なり、看守に向ひて、書信の代書を請願すれば、顔を顰めて、小言を鳴らす、偶、親切に代書し與ふる看守と思へば、文言高尚にして、意味了解し難し、仮し其の文意委嘱の主旨に違はずとするも、鄉里に於ける受信者は、之が解讀に困却するは、瞭然たり、盡、是、看守か、自己の力量を示さんとの意氣込あるに依るべしと雖も、一体書信は、百人が百人、何れにも解讀し得る樣、平易なる文言を以て、認むるこそ本旨なれ、去りなから、手數を掛けて、依頼するもの、我身勝手の小言は云はれず、嗚呼、世の中のこと、萬事、皆、如斯か

書信は、所要を辨ずるを以て、主眼とす、書信の代書をなすもの、努めて、此点に注意するを要す

(33)滑稽なる看守

看守某、平生職務を重せず、滑稽諧謔を以て、立つ、囚人之を評して曰はく、監獄内は、常に靜肅ならざる可からず、緘默せざる可からずとは、規則の余蘗に命ずる所なり、故に高聲を發することは勿論、互に雜話し、又は笑聲を發する等のことは、堅く之を禁せり、時としては發聲せし廉を以て、懲罰に處せらるゝことさへあり、然るに、某看守は、夫等の差別もなく、常に滑稽諧謔を以て、余輩に接す、故に失笑せざらんと欲するも、得べからず、屢、顔を掩ひて、笑を忍ひ、他の看守の目前を憚ることあり、余輩は、日々彼看守の爲めに、悒鬱に沈淪することなく、醫笑の裡に、消曜するを以て、快は乃快なりと雖も、看守其の者の職分としては、嘉すべきことにあらざるべし

醫笑を以て、人に接せば、人、必、之を輕んず、況、囚人に接するをや、看守、若、囚人に接するに、笑を以てするものあらば、監獄規律を紊乱するものと云ふも、敢、過言にあらざるべし、況、滑稽をや

(34)囚人の攻撃

囚人某、意氣軒昂、大に看守の非点を指摘して曰く、看守は淺識鈍才なりと雖も、應分の官吏たり、囚人は看守たるもの、職務を嚴正に、執行せんとならば、飽くまで、其威嚴を保持せざる可からず、苟、囚人と、私交的關係を有せば、決して、其の威嚴を保持すること能はず、況、職務の嚴正をや

(35)看守の妄言

囚人は無情無感なる者の如く誤想し、之を處遇するは最も不可なり、囚人全囚に語て曰く余嘗て病氣に罹り病監に在りしとき、全房の囚人某病勢頗る危篤、氣息奄々、命、旦夕を測られざるあり、看守之を見て罵て曰く、汝が其有樣は何事ぞ汝が嘗て社會に在りたるの日惡事を働きたる惡報、今や汝を襲へるなり、汝苦しきか、苦しくば天に向て前非を多謝せよと、嗚呼看守は全情一滴の涙なきか我等が罪惡は天人共に憎む所たり然れども死に瀕するものを見て之を責むるには及ふべき

病者と老者とは規律を害せさる限りは、努めて、愛憐の情を表し、之を遇するを要す、看守たるもの此点に留意して、寛嚴の度を失す可らす

(36)點檢の粗畧

朝夕看守長及看守が、囚員点檢を爲す樣の甚た粗畧な

博學多才なりと雖も、猶、囚人たり、官吏と囚人とは、常に其の懸隔を保たざる可からず、然るに、某看守は、某囚が、前履歷の學識才望ある人なることを知りてか、餘暇あれば、就いて種々學術上の質疑を試む、嗚呼、何たる不規律ぞや、今、一歩を假して、彼は知らざるを、知らずとし、所謂下問を顧みざる無味淡泊なり、素朴なる人物なりと、評下せは、敢、差支なきが如くなれども、眼を轉じて、監獄の大体より、觀察し、行刑の旨義如何を解釋するに至りては、其の罪、毫も假借す可らさるものあり、何となれば、苟、教ふるものは、師たり、其の教を受くるものは、弟たり、弟たるもの、必、師恩を負ふ、師恩を負ふもの、又、必、師に順從すべき義務を有す、之を以て考ふれば、其の師たる者に對しては、果して、眞正なる刑の執行を爲し得べきか、是、監獄の有害物なりと云ふも、敢、誣言にあらざるべし、傍囚笑ひて曰はく、君請ふ力瘤を入れて、之を公言するを止めよ、餘暇あれば、學ばんとす、又、有望の看守ならすや、某囚、又、曰く、仝等なる囚人に對して、仝等なる所遇を爲さば可なり、然れども、看守が偏頗なる處置を以て、余輩に、不利を與ふるを思へばなり

るに付き、四人兩三名互に笑談して曰く看守長看守が監房に立會して囚員点檢をなすは、人員の有無を檢査するにあらずして申譯の手數を爲すのみなり、換言すれば規則に違はざるのみ、見よ、彼看守が囚名簿を開て逐次各囚を點呼するも只た偏に其讀過の迅速なるを貴ふものゝ如く、又た席次の番號を稱へしむるも、實數に注目することなく、頗る冷然たり、故に余輩若し去つて隣房に在るとも点檢者或は之を悟らざらん、傍囚亦た曰く、然り々々、余輩若し去つて他房に在るとも彼等含糊の徒、豈に能く之を悟らんや、現に昨年某囚が夜中破獄逃走せしものゝ如きは翌朝点檢を了へ出役せしめんとするに際し、始めて其在らざるを發見し、俄に騒立ちたることさへありたり、戒護者の無頓着も亦た甚しと云ふ可し

四員点檢は戒護上の一要務たり、若し之を粗畧にせば監獄の最も大なる失体は是より胚胎し來らん、戒護者たるもの注意せずして可ならんや

(37)四人自ら長服す

四人某傍囚に語て曰く、余輩を担當する某看守が、萬事に周到なる注意を爲しつゝあることに付ては余輩は一驚を喫したり、曾て獄友たりし某氏に信書を發せんとし、僞て原籍なる實第に發信したしと乞ひ、其住所氏名を認め看守に差出せし所、看守は之を見て大喝して曰く、汝官吏を欺かんとするか、此住所番地は汝が實第の住所番地にあらず、且つ此宛名は汝が共犯者なりと、是に於て余は再言するを得ず、恐縮其罪を謝したることありたり、又或日仝看守が上官の尋問に付き、某囚が鄉貫、罪質、年齡、行狀及犯罪の概畧、處刑前の身上を逐一、應答し居たることを聞きたり、之を以て考ふれば、彼看守は悉皆余輩が身上を知了するものなれば、到底瞞着し得べきにあらず、傍囚之を聞て曰く注意を周到にして嚴正に職務を執行する看守は、誠に恐る可し、然れども、余輩が謹愼勉强すると、否とは、亦た能く視察し得る看守なれば一は以て賴母敷人物なりと

看守の職務を完全ならしめんと欲せは、囚人の身上を詳悉せさる可らす、看守たる者此注意あるを要す

(38)紛々たる酒氣

目の欲する所、耳の欲する所、口の欲する所、手足の欲する所、一も其嗜慾を滿すこと能はさるは縲紲に在るものゝ痛苦なり、囚人某或日傍囚に語て曰く、余輩赤衣を纏ふもの萬事意の如くならさるを覺悟し、既に世の嗜好を絶つ、故に、見す、聞かすんは、又た嗜慾の念頭に浮ぶものなし、然れとも眼前看守か、瞼邊、紅を潮し、紛々たる酒氣を帶來る樣を見れは、轉た懷舊の念に堪へす、吾身の不如意を感し痛苦屢倍すと

若し萬一、酒氣を帶ひて出勤するか如きものありとせは、是れ其職務を輕蔑せるものにして、毫も寛仮す可らさるものとす

(39)新入囚を訪ふ

新に入監せし囚人あれは看守は必す、代々、來て之を訪ひ、犯罪の原由及其の行爲、犯罪當時の心情等に付て、事珍し氣に、應問を試みるを以て囚人某、隣房より之を詳して曰く、看守は常に囚人る鄉貫、氏名、年齡及親屬の關係等を詳悉するは勿論、犯罪の概畧、犯罪前の身上等に至るまて、明に之を知了せさる可らすと云ふ、職務的必要より爾かするか、將た、交番の退屈なるより、眠氣醒に、斯くは新入囚を惱すか、仮りに一歩を讓りて、職務の爲めにするものとするも、之を詳悉せんと欲せは確乎たる書類の他に在るあり、豈に殊更に本囚に就き、他囚の聞き得へき所に於て之を尋問するに及はんや、此處、一番、監晉官の注意を要する所苟も、囚人を玩弄物視するか如き行爲ある可らす、是れ看守の威嚴に關すればなり、若し囚人の身上を知らんとせは身分帳に依て之を知るを良とす

(40)放免囚を好遇す

刑期既に滿ち、將に翌月を以て放免せられんとする囚人に向ひ、看守か談話し居たるを、隣房の囚人逸早くも、之を聞付け、仝囚に傳へて曰く、看守某は隣房の囚人某か明日滿期放免せらるへきを知り、懇に積日の鬱屈を勞はり、且つ、其無事壯健にして出獄するに至りたるを祝せり、是れ可なり、然れとも看守は猶ほ該囚と約せり、其言に曰く、汝か當署に來りたる以來、殆と二星霜、此間、余は終始、汝を戒護し互に相知り相語りて、今や吏囚の感なし、是れ意氣の相投合せしものにて、思ふに何かの因緣あらん、然るに汝は明日を以て放免せられんとす、豈に多少惜別の情なからんや、明朝放免を得は請ふ先つ余か宅に來れ、放免せられなは、青天白日、何等の憚る所なし、又た今日の如くならす、互に杯を傾けて、汝か健勝を祝し、併せて將來の交誼を結はんと、吁、是れ何たる所存ぞ、看守

か出獄人を保護すと云はゝ當然、出獄人を迎へて祝宴を張ると云ふか如きは、余輩大に之を世に鳴さゝる可らす

萬一、在監人に對して相狎泥するか如きことありとせは是れ則ち監獄の規律を紊乱するものたり、看守たるもの戒愼せさる可らす

◉掃き寄せ

琶湖の獄平居北迷稿

○看守教習

教習は、須らく、活ならざるべからず、活とは何ぞや、教習を實務に應用するを云ふ、現今、教習所の門を出る者、夫れ幾人ぞ、而して、出てゝ之を實地に應用し、我業を稗益し、入りては後進の模範となる者、果して幾何かある、嗚呼、機械的の教習、已みなむ

○四年の後

條約改正　益々進みたり、四年後の日本には、赤髭兒も雜居するなるべし、黄面郎も移住せむ、黎面翁も來らむ、白婦人も參らむ、監獄の天地、亦多事、我等司獄官吏の覺悟は如何、監獄社會の準備は果して如何

○監獄醫に一言を呈す

監獄諸君の、常に爲すべく勤むべき者、一にして足らすと雖も、中に就て、最も注意すべく、最も忽せにすべからざる者は、傳染病豫防策とす、炎塵漠々、草木凋むの威熱來るも亦近きに在り、從て、傳染病、亦此の別天地を襲來せむ、監獄醫たる者、此の際、看守押丁に、一場の監獄衛生談を爲して可ならずや

◉放　言

○佐野氏の監獄幻燈、現はる、以て、幼年教育に用ひなば、懲役ごつこ、撲滅の一助たらんか

○教誨師の任務、一監獄、三年に渉る難く、教誨材料盡き、尻に帆を掛けて轉任し、同說教を繰返へすもの多々なりとは眞に可憐の極

○淺草紙に、竹揚技にて押書し、囚人同志の通信をなすと、囚智日に進む、監内電話器の發明、又遠きにあらさる可し

○岳洋氏の歸期、何ぞ遲々たる、其閲歷、及身分上、監獄界に於ては何時にても寵兒たるを得可きに

○X光線、應用流行の兆あり、以て犯囚の心裏を寫さば、治獄上、甚た妙ならんに

○懺悔せしめて、懲罰囚を出し、此般の個人教誨の効果は、差引すれば遂にゼロたらさるを得す

批　評

◉看守服務要綱を讀む

大塚朝次郎

本書は、夙に獄事熱心家の聞へある、内務省監獄課員坪井印面兩氏の手に成れるものにして、緒言に犯罪の意義、刑罰の要旨、刑罰の種類、監獄の目的に就て、簡單、明瞭に、其の大要を述へ、其他を三編に區分し、看守たるもの丶、常に、記臆服膺すへき必要の事項、監獄管理の方法、遁因の要旨、日常服務の心得等を、逐次記述し、猶は參照の便に供する爲め、監獄關係の法律規則を摘載したるものなり

而して本書は、能く其順序を逐ひ、規則と實務とを相對照し、註釋的に、應用的に、懇篤なる注意を以て、平易を旨とし、綿密周到に、編述したるものにして、其事項監獄の全班に渉り、毫も其遺漏あるを見す、思ふに我監獄社會、參考の資料となるへき書籍、他に少しとせす、然れとも其の書多くは、高尚にして、遽に、會得し易からす、若し然らすとするも、只た、其大要を記述するに止まるものなるを以て、實地應用の資とならす、然り而して、本書の如きは高尚に走らす、理論に偏せす、一言、一語、悉く實務上より起りて、規則の應用を說き、專ら當務者の指針となすにあり、斯道社會、未た、曾て、本書の如く簡易にして、直接實務の資となるへき完美の書籍を見す、今日此書の著述あるは當務者の幸福なり、當務者宜しく莠者に向て其盛情を道謝すへきなり

看守は、最も、囚人に直接して、之れが、撿束、懲誡の衝に當り、感化歸善の誘導をなすものなれば、其の職責や重且つ大なり、故に監獄の改善を謀る第一手段としては、看守の教養を爲すにありとは、識者の既に唱道する所にして、看守教習規程の設けあるも、亦た、蓋し之れが爲めなり、然れとも、看守教習期間は、僅々二ヶ月の短少時日にして、然かも實務の餘科を以て

するものなれば、其の完全ならざるは論を俟たず、今や本書の出るあり、是等遺憾の点を補ふに足るべし、曾に夫れのみならず、當務者之に據て、獄務を處せば、其の獲る所の利益、尠少ならざるべし、當務者の利益は取りも直さず、監獄の利益にして、監獄は之に依て、益々、進歩暢達せん、是れ國家の慶事なり、聊か無辭を陳べて、著者の勞を謝し、併せて本書か益々斯道社會に歡迎せられんことを祈る

海外通信

◉小河氏より本會佐野氏への通信

拜啓、其後は御無音申上候處、時下先以益々御清康奉大賀候、次に、小生事不相換無事、先頃より研究上の都合に由り、伯林を去り一時當地方に轉學罷在候、兼て御聽き及びも可有之、當地方は有名なる、來因河畔の勝地に有之、殊に、春より夏にかけては、觀光の旅客、輻湊致し一層賑ひ申候事に有之、坐からにして名所を見る、亦た、留學の身の役徳と喜び居り申候、報知新聞毎々御送付被下難有、尚ほ又、三月御刊行の協會雜誌も接手拜見仕候、佛國監獄社會二名家の肖像は、別して出來宜しく風采眞に迫まり、宛然其人に接するの想ひ有之申候、兩氏も右の雜誌入手致し候て滿足致し可申こと、推察仕候、當地方は概して人氣殺伐なる方に有之、殺傷罪の多き、殆んど、犯罪全數の六分通りを占め居り申候、監獄の懲戒規律なども、他地方に比すれば、比較的嚴酷なるもの、如く、今尚ほ、往々、施体罰なども實行致し候模様に有之（法律には禁止の規定あるにも不拘）先般一寸御報道申置候、囚徒虐待事件も、當地方に於ての出來事に有之、畢竟、殺伐なる人氣の反響に外ならざるべしと被存候、又當地方は人口の八分通りは「カトリック」宗派に屬し、風俗人情、大に佛國に似寄り候ものあるを認む、（尤も一時は佛國領たりしこともあり）宗教と犯罪と多少、相關係影響する所なきか、研究に資する所可有之候

先般は東京集治監の寫眞數葉、細熏贈被下奉萬謝候、夫々、豫約の向へ配布致し申候、此寫眞中最も人の注意を惹き起し候は、教誨堂と病院とに有之、病院と教誨堂にして斯くまで、整備しある以上は、他は見すとも治獄の周備せるを確認するに十分なりと稱賛致し爲れ候者も有之申候、以て監獄の改良上、如何に教誨並に衛生事業に、留意するの深きやを御了知被下度候、

先頃、誰れへかの書信中に、獨逸の國會に於て、監獄作業に關し、質問を發したる者有之、クローチ翁政府委員として之れに答辨せし要領をば、報道致し置き候處、昨今の新聞に由れば、又々、再度の難問を持ち出し、近來政府は兵營、警察又は郵便、鐵道局等に、需用する物品をば可成、監獄に於て供給せしむるの方針を取りたるを以て、之れが爲め、多數の職工をして、糊口の道を失はしむるの結果に至り、到る處苦情の聲を聞くこと甚だ多し、政府は如何に、之を救濟せんとするや云々との、質問を發し候者、相現はれ候由、是れには、政府も答辨の致し様無之義と被存候、右すれば、左せよと、訴ひ、動けば、止まれと、叫ぶ、何國も同じ議會の得手、勝手は、始末にならぬ事に御坐候

監獄社會も至て靜謐にて、別に御報すべきもの無之候得共、目下學者社會に於て、例の「トランスポルタション」が問題と相成り居り、大學教授連中などにも、頻りに、之を、主張する者も相見へ申候、ソレに又、近來鞭韃刑を主張するもの、チラホラ、相見へ申候、是れは御承知の通り、獨逸にては、懲役囚にのみ對して、施行を許可しあることに候へども、實際に於ては、禁錮囚に對しても、往々、變則を施し候向も有之哉に想像せられ申候、「モアビート」監獄は、懲役囚のみに候得共、クローチ翁の、治世以來、今日に至るまで、一回も之を實施したることなしとの事に有之、窄衣なども、備へてはあれども、實際、用ひ候事は稀有にて、小生はまだ一回も、實施したる所を目擊致し不申候

小生は到る處、日本にては、今尚ほ、監獄に於て施体刑を實施せることは、眞なりやと問はれ申候、固とより、斯かること絶無なりと、答辨は致し候得共、ドヲヤラ先入主となり、小生の言に十分信用を置かざるやの感有之申候、是れは、畢竟、己れを以て、人を推すの類にて、ソーは言ふものゝ、內々は、實施しあることと己れの國の如くなるべし位の、算當より割り出したることには可有之候へども、なんでも誰れか、日本の監獄を實見したる者の報告中に、施体刑を實行し居る様に記載致したること有之候哉に傳聞仕候、何れ其內我國治獄の實況をば、獨逸文に認め、出版致させ可申積りに有之、多少眞相を普知せしむるの便とも可相成と

存候、右は　伺旁々申上度如此に御坐候匆々敬具

五月十一日　ボン府に於て　小河生

佐野賢臺侍史

坪井印南等諸氏へも其後御無沙汰致し居り候御面會の節宜敷願上候

監獄諸員へ寄たる短信中に左の記事あり一寸珍らしければ掲げて讀者諸君の一笑に供す

是れは、當國に有名なる、滑稽雜誌「フリーゲンデブレッテル」近刊の誌上に掲載せられし漫畫にして、別に奇とする所あるにはあらざれども、何處も同じ、惡漢、不改心の實況、穿ち得て眞に迫まる、漫畫の說明する所を直譯すれば、左の如し

（改悛の望みなし）

典獄、（出獄囚に對し）卿は、是れから直ぐと妻子の所へ行くだらふな、囚人勿論です、が、其前に一寸何か少こし計りのものを……何、致しまして餓鬼どもへの土産物を調へねばなりませんて

同じ出獄者中にても、其の妻子あるものは比較的改良の望みあるものなれども、是れですら、尙ほ斯くの如し、餘は推して知るべく、出獄者の十中八九、多くは、皆な斯かる、不敵の考へを抱くものと見へて大過なかるべし



柔頭、眼鏡を掛けたるは、典獄にして、豪然、右手を廣げ、左手、帽子と小包を提げ、蓬髮、亂鬢なるは、言はでも知れた、出獄者、其後ろに控へたるは、看守なり、典獄の制服を着けたる、囚人の蓬髮、亂鬢なるに由つて、之を見れば、此圖の司法省所轄の、禁錮監を寫したること知るべきなり、而して、場所は典獄の事務室の景と知るべし

禁錮囚は、雉髮、剃髭せらるゝことなし、故に、何處となく不規律にして、且つ、不淨たらしきを免かれず、然かれども、中には堂々たる立派の奴も少からず、我々の眼には時として、高級の紳士方かと見まがふことあるもなれかし

司法省所轄監獄には、典獄制服の規定あれども、實際、之を着くるものは、甚だ、稀れなり、規定ありても實行なくては、無きに同じ、必要なきが故に然るか、我國に於ても、制服新設の御詮議ありとか聞く、コ、考へものと謂ふべきなり

典獄の年齡は、實際、大概は圖の如く、然り、司法部内には眼鏡が多く、内務部内には少なし、是れ、蓋し、一は學者出身が多く、一は軍人出身が多き爲めなるべし、囚人を感化し能はざる點に於ては、學者も、軍人も、五分々々なり、學者が善いとか、軍人が適するとか、區々の議論はあれども、僕は、何れも取らず、學問で監獄が治まるものならば、監獄は文部の所轄たらしむべく、軍人で監獄が持てるなら、監獄を陸軍省で管理するが善し、然し囚人感化の事は、劍の光もや、見臺叩きの音で、出來べき筈のものでなし、人物撰擇の事、見易すい樣で、是れ程至難、且つ緊要なるものはあるべからず、當國治獄の實況を見て、一層所感を強めたり

當國に於ても、本年九月、又々、監獄官練習所を開設すべき内定にして、今度は、練習期限を、幾分か延長すべき由に聽く、政府も近來、頗る官吏養成のことに、鋭意あるもの、如し、此の第二回の會には、僕は、第一期の卒業生として、多少縁が利け可申と、樂みに致し居れり

囚徒虐待事件に次いで、此頃、また伯林警察署の留置囚、虐待事件起り、新聞紙上を賑やかし居れり、是れも亦、同じく、或る新聞屋が、其紙上に於て、虐待事件を暴露したるに對し、警視廳は、之を相手取りて、誹毀罪を告訴したるが、抑も、毒蛇の事の起りにて、訟庭審理の結果、裁判所は、被告人に對して、無罪を宣告

し檢察官の上訴に由て、第一審は破毀せられ、更らに、他の裁判所に移されて、審理の段に至り、召喚する幾多の証人、鑑定人、言ひ合はせたるか如くに、何れも、虐待の事實なることを斷言せざるはなく、警察虐待事件は、闇みの耻を、益々、事大きく表白せられ、裁判所は、又々、被告人に、無罪を言渡すの結果となり、警視廳非常に面目を失したる次第、近頃の奇聞なり

虐待と云ふもの、若し、果して、何國にもありとせば、文明と誇る、歐州諸國こそ反つて、我國よりも、其分量多かるべしと確信せる、殊に、殖民地に於ける、白色人種の殘虐なる、實に言語同斷なること少からず、己れを以て、人を斷ず、毛唐の輩、動もすれば、我國にしと速斷す、己れにも覺へあればなり、併し、我國に於ける密室監禁處分の頻々なるは、餘まり感心した、噺しにあらず、之が、實際を穿たれたらば、當局者は隨分、冷汗の湧き出つる感あるべし

五月廿五日認　　ボン府にて　　岳洋生

◉第四回刑事人類學萬國會議

（一千八百九十六年八月二十四日開會同月二十九日閉會）

○議題

一　資性の罪惡を表明する確定の事實、
右說明委員、ザエーメ府、心理學教師、メルセリー氏

二　敗俗及び罪惡、
右說明委員、ブリユツセール府、裁判醫學教師、ヌルマアギエ氏、副說明委員、ベルリン府、アバエル氏

三　體質及び罪惡、
右說明委員、羅馬府、法律學教師、代議士、フエリー氏

四　罪惡の點に於ける生殖機の背則、
右說明委員、巴里府警視總醫員、ガルニエル氏

五　生殖機の轉倒、
右說明委員、巴里府、醫科大學員、マジトオー氏

六　惡念の煽動に就きて遺傳的素因と家風との關係、
右說明委員、ナアプル大學校刑法學教師、セルナルジノ、アリメナ氏

○第二　刑事社會學

一　好亂病並に刑事人類學の點に於て好亂病に對する戰鬪、
右說明委員、アムステルダム府、法律學教師、ヴオーホウレル氏

二　出生の正當又は不正當なるより罪惡上に及ぼす影響、
右說明委員、巴里府、司法省統計課長、タルド氏

三　營業的罪惡、
右說明委員、同人

四　刑事統計と職業統計の連合、
右說明委員、キユレラ氏

五　大倉庫に於ける竊盜罪、
右說明委員、里昂府、教師、ラカツサアギユ氏

六　敗俗、道義罪惡の點に於て尊屬親の亞兒篤爾病毒が社會に及ぼす害毒、
右說明委員、巴里府、ルアレン氏

七　法律と人類學の關係、
右說明委員、ブリユツセール府、辯護士、ボウルオトレ氏及び露國委員會

八　罪惡の因數中に於て統計表が殊に高點に置くことを要するものは何ぞや、此等の因數に關する既知數は如何にして採收す可きか、
右說明委員、ブリユツセール府、司法省附屬法學士、デランワー氏

九　女性の罪惡、
右說明委員、露國委員會

十　罪惡上に及ぼす新聞紙の影響、
右說明委員、サンブリニム府、ボール、オーアリー氏

○第三　刑事心理學及び刑事精神病理學

一　妄想的豫謀、
右說明委員、白耳義、スマル氏

二　認知せられざる癲癇病、刑法上の結果、醫術干涉の必要、
右說明委員、巴里府、ガルニエル氏

三　刑法上の責任、
右說明委員、巴里府、教師、アヌーヴリエル氏

三（再出）　刑法上の責任の根元及び目的、
右說明委員、サンペテルスブルグ府、ジミトリ、ドリール氏

四　遺言書の騙取及び詐僞證言の點より觀察する刑事的勸誘、
右說明委員、巴里府、ベリヨン氏

五　精神錯亂の寒病術並に其刑事責任との關係、
右説明委員、ヴイエンメ府、教師、ニチシクト氏

六　健訟的強迫者、
右説明委員、巴里府、教師、バレート氏

七　幼兒誘衝的夢中動作に係る裁判醫學の價値（サンペテルスブウル府教師、ミエルゼエリスキー氏提出）
右説明委員、リエーヂユ府、教師、クザヴイエル、フランコツト氏

八　刑事心理學に係る一般の考察、
右説明委員、ヒユベルチユスブルグ府、ヲツケ氏

九　浪遊の病原、
右説明委員、ベルリン府、教師、マンデル氏

○第四　刑事人類學の法律的適用

一　分房に禁錮すれば却つて惡念を助長せしむるの虞ある囚徒就中癲癇質の囚徒を分房に禁錮することを禁せざる可らず、
右説明委員、リエーヂユ府、教師、チリー氏

二　民事上の資格及び責任に於ける人類學の影響、
右説明委員、ガンド府、觀長、パエト氏及び辯護士兼教師パエト氏

三　男女、年齡、体質等に由りて異にす可き過發的罪因及び責性的罪因の待遇、
右説明委員、巴里府、モデー氏

九　罪惡の進化を豫防する方法、
右説明委員、サンペテルスブウル府、ジヤン、マラレヴスキー氏

○演説の通告

重罪犯者及び癲癇病者に於ける腦皮の組織學、
右チユリン府、ロンコロニー氏

千八百九十年以來刑事人類學及び刑事社會學進歩の沿革、
右チユリン府、ロンブロソー氏

○家庭懲戒の補助として觀察せられたる催眠的獸誘、
右巴里府、ベリヨン氏

○社會學及び監獄學研究の目的に於て在監囚徒に係る參考書類は如何なる方法を以て之を採取するを得べきか而して此の參考書類は如何にあらざる可からざるか、
右露國委員會

○端西國の監獄に係る統計一覽表、
右ジエヂーヴ府、元の中央警察局長、ギユエヌード氏

○豫備課題、
右羅馬府、シシピオ、ジヴエル氏

四　營業的惡漢及び不可矯正の惡漢を指示するには如何なる限界及び如何なる條件に由る可きか、
右説明委員、羅馬府辯事補、カレリー氏

五　生理的性質及び道義的性質に基きて刑法上に利用するが爲めには罪囚の如何なる類別を採用するを得べきか、
右説明委員、ナアプル府、控訴院判事ガロフロ氏

六　處罰せらる可き行爲に對する成文法の影響、
右説明委員、ヴイエンメ府、辯護士、シユリウス、ポヒユエル氏

七　法律に對する檢斷醫の位置は如何にある可きものなるか、
右説明委員、露國委員會

八　未丁年の罪囚に對して施す可き刑法上の處置、
右説明委員、巴里府、元老院議官、ルウセル氏

九　刑法上の取扱に係る罪囚の体質、
右説明委員、露國委員會

十　生理上、心理上及び道義上より刑事被告人の人品を認知するに適當なる方法は如何、
右説明委員、プリユツセール府、モース氏

○第五　刑事人類學の行政的適用

一　幼年囚又は壯年囚を保護する者は罪惡の原因及び之を撲滅する方法を發見するが爲めに其の被保護者を人類學上の檢査に付せざるべからず、
右説明委員、リエーヂユ府、刑法學教師、チユリー氏

二　共房制並に分房制に於ける罪囚就中幼年囚及び敗俗者に對する物理的治療法、
右説明委員、紐育府、幼稚院長、プロツクヴエー氏

三　罪囚の子弟教育、
右説明委員、ガント府、ド、パエト氏及び觀長、ド、パエト氏

刑事人類學の教授法、
右説明委員、リヨン府、教師、ラカツサアヤユ氏

五　酒癖ある罪囚に對して施す可き方法は如何、之を監獄に留置するを要するが、之を看護治療するは道德及び社會に對する利益にあらざるか、
右説明委員、巴里府、マガン氏

六　監獄に於ける囚徒の心情檢査、
右説明委員、巴里府、ガルニエル氏

七　罪惡の點に於て人體測量術に由りて得たる結果、
右説明委員、巴里府、ベルチヨン氏

八　學術上の標準に據り懲治教育法を組織するの必要

質疑應答

近時に至りて、質疑應答の數、漸、多きを加へ、毎號遍く、寄贈者の好意に、酬ゆる能はざるは、編者の甚た遺憾とする所なりと雖も、而かも亦、編者をして、此の遺憾あらしむる程、會員諸君の、精誠なるを思はゞ、編者、豈多謝せずして可ならむや、今後寄贈者は左の要件を守り、多々、益、投寄せられんことを請ふ、編者、敢て諸氏に對して紙面を吝むと謂はんや

要件

一、質疑と應答とは、必ず別紙に認むるを要す
二、文体は、何れも簡明なるを貴ぶ
三、字數は二十行二十四字詰なるを要す

右の諸項に適合せざるものは玉稿の掲載自ら遲るゝことあるべし、寄贈者請ふ之を諒せられよ（編者識）

◉質疑

◉第七十七號　石川縣　園惆生　投

刑事被告人中健康者にして從來朝食には必ず牛乳のみを用ひたり、依て牛乳を以て朝食に代ゆるが爲に自辨購來、又は差入を願ふときは之を許すや、（假令牛乳に非す鷄卵なるも又假令習慣に非すと雖も健康者にして入監日を經て後突然牛乳及び鷄卵を以て一食に代へ自辨購來を願出づるときは之を許すべきや、許すときは其量は大凡幾許を程度として可なるや

◉第七十八號　關東　孤舟生

一寒生君は本誌第九十五號に於て以總敢士君の質疑に對し、病因の食物購來も施行細則第六十二條第六十三條に依るべきものと答へられたり、然るに本誌第九十六號に於て道樂生君は其の六十二條及六十三條に依るべき理由を示せと請問せり、於是道樂生に向つて其の理由を示せと云ふ理由を反問するものなり、幸に垂教に吝なる勿れ

◉第七十九號　在下野　世界愛民

刑事被告人公判、豫審、檢事廷等に出廷の節判官、檢事に對し禮を爲さしむ可き者なるや、若し爲さしむ可き者ならせば、在監中の如く看守が號令を下して行はしむや、又は前以て禮を行ふ可き旨命し置くか、又は被告人の自由に任せて干渉するに豈ばざるか御敎示を乞ふ

◉第八十號　糸ヶ濱　一竿生

逃走、死亡、刑死者の領置貨物にして滿一ヶ年を經たる後ち（未た官沒の手續を爲さゞる場合に親族のもの、之が受取方を出願したる場合は、之を下付すべきものなるか、否、取て國庫の用敎を仰く

參考本問に付き左の二說あり

甲說　滿一ヶ年を經たる後は當然下付すべきものにあらずと

乙說　滿一ヶ年を經たる後と雖も未だ官沒の手續を爲さゞる場合に於て下付方を出願する時は當然下付すべきものなりと云ふ

◉應答

◉第四十三號材木迂夫君に答ふ　福勇生

書信室に別房的に並列構造し、且、腰掛を備ふ可く、看守をして監視せしめなば、時間制限、捻身等の必要なし、

◉第四十五號同君に答ふ　福勇生

問者の見解の通り、程度は逃走亂暴等の虞なき限りは、身体に何等の戒具を施さゞる迄、

◉仝　獄苦生

本問運動中に幾分捻束を解き、眞實なる運動を爲さしむるは大に迂夫君に贊同する者なり、其程度は先づ運動器に屬する部分正常を失はざる迄を以てす、

◉仝四十六號同君に答ふ　獄苦生

本問は、減食處罰者を就役せしむるを當然なりと論ぜらるゝ小河氏の說に贊同するや否やと云ふにあり、成程氏は帝國大學法學部に在りて、獨り專ら斯學を攻究せられ、其學問上の眼孔を以て適切に實際を觀察せられたる處の講義にして、其金科玉條たるは間はずして明なり、然りと雖ども如何せん人心の同じからざるは猶其面の相似ざるが如きを、蠻蠻の予と雖も、所論に服するを能はず、氏は減食處罰者に對し役業を科せざるの明文なきを以て、其性質上より論ずるも云々とあり、法規上明文なきを以て、可成的其意を斟酌に解釋して、被罰者に利益を與へざる可からざるは解釋法の原則なり、然るに氏は明文なきの故を以て其意義を擴張して解釋を施し、被罰者に不利を與へんとせらるゝは是れ即ち予の服する能はざる一なり、又事理上より之れを見るも普通の役業に從事しつゝ、一面減食に處せられてこそ非常の痛苦をも感ずべけれ云々とあり、此れ未だ其一を知りて其二を知らざるの論と云はざる可からず、氏の言の如くせば成程非常の痛者を感ずるならん、然れども是れ即ち刑餘の苦痛を與ふる者にして、法律は妄りに苦痛を犯人に與へざるを以て原則と爲す、果して然らば氏の謂ふ所は法律の原則に悖戻するものなり、今假りに一例を擧げんに、木挽業に就役する四人（八合食の者）獄則を犯し三合の減食五日間に處するの申渡を受けたる者ありとせよ、然るに其處罰者に對して氏の言の如く依然の役業に就かしめんか、生理上許さゞるを如何せん、人、身體を勞すれば必ず適量の含水炭素其他の滋養質を攝取せざる可からず、又精神を勞する者の如きは概して運動の十全を得ざるが爲めに消化し易き（特に蛋白質の如きものを以て宜とす）食料を攝取せざる可からざるとは生理學上の定論なり、然るに急劇に適量の食料を減じて從前の役業に就かしむるが如きは生活上新陳代謝の平均を失して、遂に言ふ可からざる惡疾を起さしむるに至るや必然なり、又如斯著しく身体の健全を傷害するが爲め、到底其役業に堪へる能はざるや必せり、然れども尙ほ強て之れを爲さしめんとするの乎、若し此れを爲さゞるに於ては戒護者は役業怠慢の者として、叱咤叫責し、尙ほ嚴正なる懲罰を壞侮蔑如したる者として申告するの乎、果して然りとせば到底爲す能はざる者を以て強て之れを爲さしめ、終始處罰の範圍を脫する能はざる不幸の淵に沈淪せしむるに至らしむ、是れ即ち妄りに犯人に苦痛を與ふる者にして慘忍暴戾非道の虐遇と謂はざるを得ず、假令國家の法律を破りたる大罪人と雖ども、豈如斯理あらんや、抑も又本体たる自由刑の本旨に背悖する者なりと謂はざる可からず、是れ予の服する能はざる二なり、又休

本間の場合は處罰囚の狀況により適宜の取扱をなし得可き餘地を存せしとと知る可し

◉第四十七號無法道人君に答ふ

福　勇　生

戒護者は刑事上の責任なきも囚人は小兒の抗拒を制して、強取したるものなれば刑法三百七十八條により處斷さるる可し

◉仝

太宰府　筑　州　散　士

本問は少しく了解に苦しむ處あれ共、余の卑見を述ぶ、囚人をして小兒を無人の地に誘導せしむるとせば、無論逃走したるものならん、增て云ほんや脅迫強取し后ち自ら仮所したるも、前科は消滅せざるものなれば囚人は强盜、戒護者は職務懈怠の科により刑法の制裁を受くるものならん乎

◉仝

本問の場合囚人の所爲は强盜罪を以て論じ、戒護看守は刑法の制裁を受くべきものにあらず

◉仝

獄　法　迂　研　苦　生

余や、淺學寡聞、且つ菲才にして、未だ疑問に答ふるの識なしと雖ども亦法學に熱心なるの情自ら禁ずる能はず、仍て愛に卑見を陳じ以て法學士捐介生先生且つ先覺者の教を請はんとす、扨て本問を按ずるに囚人の所爲は窃盜罪なるや將た强盜罪なるやと云ふにあり予は窃盜罪を以て論擬するに躊躇せざるなり、本問の如き幼者に對して暴行强迫するも幼者に在りては痛痒相感ぜずして其効なきものなり

法律に於て盜罪に暴行脅迫あるを重と爲し、特に之を强盜罪と稱して重罪の刑に處するは他あるに在らず、被害者の身体若くは精神を拘束して

防衛するを得ざらしむるが故なり、果して然らば幼者は未だ身體精神の完全せしものにあらずして是非の辨別なく、利の利たり、害の害たるを知らず、恐る可きを恐れず、恐る可からざるを恐るゝが如き者にして、拘束す可き身體なく、又拘束せらるゝの精神なし、拘束する事なくして天然に拘束せられつゝあるものなり、故に暴行强迫は遂に其効なくして此の一点に付ては不能犯なりと云ふを得べきなり

論者或は云はん、幼者を殴擲して財物を强取するも尙ほ强盜たらざるやと余は强盜に非らずと絶叫せん、刑法第三百七十八條を見るに財物を强取するとありて暴行を加へて財物を取ると云ふにあらず、强取するとは特に被害者を縛制して取ると云ふ、假令ば途中に於て旅行人を殴打して其携帯物等を掠奪して逃去るが如きは、殴打は即ち暴行なる可けれども曾て之れを强盜として處斷せられしことを聞かず、是れ特に縛制する所なきが故なり、唯だ暴行と取財とあれば是れのみを以て强盜なりと云ふを得ず、彼の强姦の如きも亦同じ、暴行と姦淫との事實のみにて直ちに之れを强姦なりと云ふ可からず然れども窃盜罪は只、幼者のみならず無形人に對しても成立するものなり、故に犯人の誰たるを知らざらしむるの意志又は其誰たるの知れざるべき意志を以て財物を取れば、幼者に對すると否とを分たず窃盜の罪は免れざるものなり、故に余は幼者に對する强盜詐欺取財恐喝取財は遽て皆な之れを窃盜なりとす、又戒護者の瞳を窺ひ或る場所に到りたるも、未だ逃走罪を構成せざるものにして此の一点に付ては刑法の罰する所にあらず、又戒護者は刑法の制裁を受く可きものに非らず無法道人如何と爲す乎

寄書

寄稿者注意要件

一、玉稿は、浮誇に趨らず、着實ならんことを要す

二、玉稿は、簡明にして、理義自ら通ずるを要す

三、字數は、二十行二十四字詰なるを要す

右の諸項に適合せざるものは、自ら掲載方違ふ、ことあるべし、寄稿者諸士、此旨を諒し、多々益々玉稿を寄せられんことを請ふ（編者識）

◉四人技能錄を調製すべし

三池　碌　々　生

監獄に於て、作業を賦課するは、惟り懲戒主義に止まらず出獄後生計を營むの技藝を授け、眞民に感化せしむるの主旨にして、紀律上差支なき限りは、個人的性情、及身体の強弱等に適應する作業を賦課せざる可らざるは、今更ら贅々を要せず、各監獄吏員の夙に唱道する處なり、然れども、余輩の不敏なる、未だ在獄者に對し、個人的に技能の有無、及其熟否を調査し、簿冊を設け工業上の變遷、若くは人物上より轉役せしむる場合に於ける參考の資料となす監獄あるを聞かず、又た出獄者に對して、在監中の、賦課習熟せしめたる工業を以て、生活を營み居るか否なを

所轄警察署、若くは町村役場に照會し、如何なる工業は習熟せしむるも出獄後從事するもの尠し、如何なる工業に未熟にても生計を營むに足るや等の、實況を觀察して、將來賦課の方針を定むるものを聞かず、果してにあらざるべし、然らば、如何なる方法に依り、作業賦課の本旨を全ふせんかと云ふに、鄙見を以てすれば、四人技能錄なるものを設け、左記の如く區別し、調製なし置かんには、一見して各囚の技能及其熟否を識別し、轉役其他の參考となり、出獄後の者に就ては、出來得べき方法に據り、隨時所轄警察署、若くは町村役場に照會して、其業務を調査し記入せば、將來入獄者に對する作業賦課の參考となり、併て賦課の本旨を全ふなし得べき歟、

一簿册は工業別及氏名いろは別に調製する事

理由　人物上轉役を要するものありて、其技能を知らんとするときは、いろは別を以て、之を搜索し、又工業上人員を要するときには工業別を以て之を搜索す、

一入監の當時當該囚申立の技能記入欄を設く

一在獄中賦課習熟せし技能記入欄を設く

一出獄後從事ぜる技藝等を記入する參考欄を設く

斯く論ぜば或は云はん、本人の技能は總て身分帳に審なれば、故らに之を設くるの必要なしと、然れども身分帳記載の事項は、入監の當時本人等は、警察署に照會の際、發顯す可き筈なるも、其技藝の巧拙に至ては到底一篇の往復を以て、詳悉する處にあらず、故に監獄に於ては入監者ある毎に、其技能を調査し、其申立に付き疑あるものは、成べく實地に之を試み、其熟否の程度迄も、豫め調査なし置き、以て就業せしむるの覺悟なくんば、到底作業賦課の目的を達する事能はざるべし、況んや工業上人員の必要若くは人物轉役の必要ある毎に、個々の身分帳に就き調査するが如きは、言ふ可くして實際行ふ可らず、是れ本簿の必要を唱ふる所以なり、

◉看守教習法に付て　道樂生

治獄の最大要礎にして、最大冷視せらるゝもの、蓋し看守教習のことより甚しきものなし、若し夫看守の能否の行刑に關するものあることを知らば、這般教習の斯まで冷視せられざる可きを信ずるなり、

抑々看守教習の今の如く振起せざる所以のものは、獨り地方當局者の其必要を思はざるのみならず、中央當局者に於ても、亦余り熱心せざるの致す處ならんかを疑はざるを得ず、如何となれば少くとも眞個に教習の必要なることを承認せられたらんには、必ずや今一段の奮勵を加へらるべきに、何時もながら奴外視するが如く吾生をして感ぜしむるものあるは果して如何ぞや、必竟當局者要意の厚薄に存するものあるに因らずんば非らざるなり、凡必要なる事を爲さんと欲せば、宜く完全なる方法を定めざる可からず、萬年家屋を維持せんとせば獨り屋宇の堅守のみに依賴すべからず、即ち其土臺の固定を要すると仝じく、看守教習をして治獄の目的に適切ならしめんとせば、其教習方法を定むると仝時に之れが教官たるもの、組織を充分に立てざるべからず、若し方法を定めずして、而して單に教習のみ之れ完全に行はんとするは、恰も淵に臨で火を索むるが如く、一も能く其目的を全ふすべからず、今日の狀況たる、實に此に類するものあり、加ふるに地方當局者に付て、教習の行否如何を試問し去れば、多くは儀式的に行ふのみと答へん、之れ行はざるにあらず、行はるべき完全なる組織なきの致す處なり、不肖、就任月余、未だ其何たるを解せざる雖ども、先輩者の看守教習ざさへ云はば、擊劍捕繩の外に之れなきかの如くに速了し、而かして擊劍を能く演習するときは、逃走囚を追捕するに當り身体の疲勞を覺ゆることなしと、吁、何たる誤謬ぞ、擊劍を習ふて、遂に親の殺されんことを望ましさの口碑に近似する處なきか、噴飯絶倒せざらんと欲するも豈得んや夫治獄のことたる、彼の棒罰主義時世に於ては擊劍、固より無二の必要ありしに相違なし、然れども、今や漸く歲月移り、獄政改まり、棒罰主義の如きは僅かに之を歷史に見るの明治の昭代に當て、尙其普日に必要視したる擊劍を無二の道具となし、看守教習ほ之の外にあらざるが如くに言ひ爲すに至ては、如何とも評言なきことなり、已に棒罰に代ふるに懲惡的主義を以て、之の獄政を治むるの折柄なれば、宜しく教習のことも、亦此獄政の目的と共に隨伴し行かざるべからず、偶然らずして獨り教習の法のみ昔日に改むる處なくんば、即昔を合して而して道を全ふせんとするが如けん、何となれば棒罰時世に在ては、物々皆疏漫放逸にして事足るべければ、所謂、武斷的智識、一片の素要あらば敢て面倒なかるべきも、苟も懲惡勸化の今代に於ては、事々皆理法愼密にあらざれば、物足らざるの實勢なることは、兒童も猶之れを知らん、是、此時に當て、完全なる教習を加へて、適當なる看守を致さんと欲せば、必ず具備したる方法を要せざるを得ざるなり、方法とは如何、曰く從來教習生なるものは皆定員中に之れありしが故に、日々實務に服從せしむるの余暇を以て、僅かに教習するの他、服務の前後即夜間に於て、之れを行はざるべからざるを以て、教習を末にして勤務をのみ本とせり、又看守の定員は、囚人の員數によるものなるが故に、欠員あれば從て採用補欠せざるべからざれば、自然仝時に仝一の教習を加ふること能はざるは、生一已の見のみならず、多年斯道に從事せらるゝ諸君の知了する處ならん、又教官の組織たるや、別に之れを特任するにあらずして、兼務なれば其本務の爲めに、往々にして、兼務を欠くの止むべからざる場合之あるを免かれず、夫斯の如き實況なるを以て、完備なる教習は、得て之れを望むも倘能はざる所にして、即改善を要する處たり、

然るに、今般典獄會議の席上に於て、大臣閣下の訓示せられたる中に、一言看守教習の急務たることあり、果して然らば此より以後、眼に新らしく見るべきものは即教習の事ならん、然れども今日の狀態の儘にて、其方法に改善を加ふる處なくんば、完全に行はるゝや否やは、固より保言し得ざる處なり、然らば如何せば完備なる教習を行ふて閣下訓諭の大旨に適ふことを得べきかと云はんには、生は少くとも左の望を有するものなり、

第一教習生を看守定員外に爲すと

第二教官を專務と爲すと

第三卒業後の看守に對しては厲溫習法を爲すと

第四教習費を設くると

以上の四項目にして成就し得ずんば、明治政下の司獄吏に適合なる教習を爲すことは、萬能はざる處なり、去れば何程の訓示を以て、其必要を解進せらるゝも、其方法を定むるに付て、當局者の注意なくんば、遂に大訓示は一片辻講釋の價値だも之れなからんことを恐るゝなり、偶々訓示を傳聞して所見を記す、筆意を盡さず、幸に諒恕を諒察せよ、

◉囚人の敎育に就て

仙臺右城　エス、エフ　投

囚人に學業を授るは、惟り十六歳未滿のものに限らず、其の範圍を擴められんことを其筋に望み、聊か愚見を左に開陳し、以て大方諸彦の高教を仰がんとす。蓋囚人をして悔過遷善せしむるの途、種々あるべしと雖とも、彼等をして、教育の澤に浴せしむること、最も悔悟歸善の眞法なりとは、恐くは誰人も首肯せらるゝならん、故に其筋に於ても監獄則改正の場合には、未丁年者に迄、其範圍を押し擴めらるゝやの風說を耳にせしが、吾輩の考を以てすれば、尙ほ其上にも範圍を擴められ、或る時間を以て、囚人總体をして、順次之れに浴せしめなば、必す大ひに益する所あるべし、依て爰に其希望を述へ、大方諸彦の敎を乞ほんと欲す、然れとも之れを施行する上に於て、正邪混淆し、却て惡種の媒囮となり規律を紊すが如きことなきやとの憂を抱かるゝ向もあらん歟なれとも、之れを防くの方法手段は、他日を俟て論究することあるべし、但今爰に之れを希望する所以のものは、數多の利益あるを以てのゆへにして、且つ監獄をして決して一つの學問的觀念を起さしむるが如きことなきは勿論なり、乞ふ左に述ふる所のものに依て、其改良上に何程の益あるや否やを知了せらるべし、

夫れ人の天性は、本と同一至善なる者なれとも、習に由て移る時は其天性を損傷して、遂に邪惡の域に陷ゐるに至ることありと、古への聖賢の曰へるが如く、實に其本心は固より善惡邪正を辨別して、能く好惡取捨する所ある者なれとも、其幼少にして思慮知識の、未た全く分明ならさるの時に於て、不圖、眞からぬ朋類に交ほり、日々善からぬ行爲を見聞習知するより遂に習性と爲て聊つへきの事をも聊ちず、畏るへきの事をも畏れざるに至り、或は刑辟に觸れ、法網に縻て、終身天下の戮辱と爲る者少なからず、夫れ偶々生を人類に稟け、天賦固有の善性眞心を具備し、萬物の靈長とも稱せらるゝの身を以て、唯一旦の惡習に、汚累せらるゝが爲めに、其天賦の善性、固有の眞心を暴斃し、唯其身の邪惡の境界に陷沒するのみならず、又世の妨害物と爲つて、禽獸蟲魚の下等動物にも、之れ如かざるに至るは、誠に浩歎痛息すへき事ならずや、然りと雖とも、此の輩の初め、惡習に滿染するや、多くは皆な貧困孤窮にして頁師友に就き、敎育を受るに由なく、其心を存し、其性を養ふ所以の者を得ざるかゆへに、自然に放縱自恣に流れ、此に至れる者なれば、蓋亦不幸の甚しき者にして、其情實、憫諒すへき所なきに非す、且善惡な好惡とは是非を取捨するほ、人の天賦固有する所なれば、假令、一旦惡習に浸漬し、姑らく之れを遺棄するも、其心性の本然は曾盡く泯滅するに至らんや、譬へば猶明鏡の塵埃を受け、白玉の汚泥を蒙るが如きなり、暗昧は鏡の眞質に非すして、汚穢は玉の本色に非す、故に之れを拂拭すれば、則ち其明に反るべく、之れを洗濯すれば、即ち其潔に復すべし、人の性心も亦是の如し、唯務めて之れを拂拭洗濯するに在るのみ、而して人の心性を拂拭洗濯して、其本然に復歸せしむるの具は、獨り敎育あるのみ、先賢、言あり、曰く苟得其養無物不長、苟失其養無物不消と、夫れ敎育なる者は人の心性を浸灌培養するの滋雨沃土にして、一日も欠く可らざる所の者なり、而して在監者、皆な幼より今日に至り、此の滋雨沃土の養を絕つこと久し、其心田の眞苗、殆んど枯死し、其性泉の靈水將に渴盡せんとするの亦宜べならずや、故に在監人をして、時々雨露沃土の浸灌、培養を得て、其心苗、性水、勃然として興起し、汪然として通出し以て卒に善途に歸し、永く眞民と爲るあらしめんと欲するなり、大方の諸彦具て如何と爲すや

官報

◉訓令

内務省訓令第五號

明治十七年七月當省乙第三十號達徒刑流刑囚聯合地方區分中東京假留監聯合地方京都府大阪府奈良縣和歌山縣ヲ三池假留監聯合地方ニ改ム

明治二十九年六月十五日

内務大臣　伯爵板垣退助

警視廳　府縣　東京府　假留監

◉敍任及辭令

任岐阜縣典獄　岐阜縣警部　新納　謙助

敍高等官八等　岐阜縣典獄　新納　謙助

非職ヲ命ス　岐阜縣典獄　中川　靜

敍高等官六等　栃木縣典獄從七位　白倉　通倫

敍高等官六等　福岡縣典獄　木戸　巍

敍勳六等授瑞寶章　北海道集治監分監長正七位　畑　一嶽

敍勳八等授瑞寶章　京都府監獄書記兼看守長從八位　大塚　杉三

敍勳八等授瑞寶章　北海道廳書記兼看守長正八位　古野　嘉央

敍勳八等授瑞寶章　愛知縣典獄從七位　千頭　正澄

敍高等官六等　從七位　新妻駒五郎

敍正七位　從七位　千石　學

敍正七位　永田直之丞

敍正八位　岐阜縣監獄書記　紀野　維益

川縣看守ヲ命ス　看守敎習所受業生ヲ命ス

全　月俸九圓給與　石川縣監獄署授業手

全　月俸八圓給與　石川縣監獄小松支署全

全　月俸七圓給與　石川縣監獄署授業手

授業手申付月俸六圓給與　小松監獄支署詰申付

月俸金貳拾圓給與　石川縣監獄署　田邊　外男

全　拾八圓全　石川縣監獄小松支署全　長島敬二郎

全　拾三圓全　石川縣監獄小松支署全　奥寺　忠助

全　八圓全　石川縣監獄七尾支署全　福岡喜三郎

看守敎習課程卒業候事　石川縣監獄七尾支署全　土田伊三郎

月俸八圓給與小松監獄支署詰ヲ命ス　石川縣監獄署看守　太田助太郎

依願看守ヲ免ス　石川縣監獄小松支署看守　増田吉太郎

石川縣看守ヲ命ス　石川縣監獄小松支署全　寺島　篤二

看守敎習所受業生ヲ命ス　石川縣監獄七尾支署全　石崎喜一郎

石川縣監獄七尾支署全　石川縣監獄署看守　淺田　彰齊

石川縣監獄署看守　久江田春啓

小柳　元

北川太三郎

雇申付　備　手下　正幸

依願解備　石川縣監獄七尾支署全　上田廉太郎

臨時雇　石川縣監獄七尾支署看守　小島清重郎

依願看守ヲ免ス　石川縣監獄七尾支署看守　古村眞三郎

臨時備中日給金貳拾錢給與　石川縣監獄署　清水　正包

監獄署第三課附屬　備　上田廉太郎

七尾監獄支署詰ヲ命ス　看守　中村　武忠

雇署ヲ命ス　石川縣監獄小松支署看守　森田　守角

看守部長ヲ命ス　同　人

岩脇金之助

高田吉三郎

石川縣書守ヲ命ス　看守教習所受業生ヲ命ス　宮崎仁右衛門
依願看守ヲ免ス　石川縣監獄署看守　服部政利
授業手申付月俸八圓給與　同人
任茨城縣看守長兼監獄書記　茨城縣監獄書記兼看守長　加藤紀堅
給七級俸監獄署第二課長ヲ命ス　茨城縣看守長　菊池鼎五郎
任茨城縣監獄書記兼看守長　物品會計官吏ヲ命ス
給七給俸玉浦監獄支署長ヲ命ス　片岡友之助
歲入歲出外現金出納官吏ヲ命ス
任三重縣監獄醫月俸拾貳圓給與　渡邊武直
海藏監獄支署在勤ヲ命ス　三重縣看守長兼監獄書記　河村鑄太郎
大阪府ヘ出向ヲ命ス　看守長兼監獄書記　川合八次郎
監獄署第三課長兼務ヲ命ス　大阪府看守長　三好弘見
兼看守監獄署第二課長ヲ命ス　三重縣監獄醫　松岡俊造
任三重縣看守長兼監獄書記　京都府監獄書記第三課長　畑康太郎
給九級俸宇治山田監獄支署在勤ヲ命ス　京都府監獄書記　盧見喜太郎
月俸金拾五圓給與　京都府監獄書記第三課員　林殖
給五級俸非職ヲ命ス　京都府監獄書記第三課員ヲ命ス　末廣榮滅
監獄署第三課長心得ヲ命ス　全　全　第一課員　入江武規
任京都府監獄書記　全　全　第一課員　山田元敏
月俸八圓ヲ給ス監獄署第一課員ヲ命ス　屬　藤島宗親
任京都府監獄書記
月俸拾圓ヲ給ス監獄署第三課員ヲ命ス　京都府監獄書記第一課長　岸田氏美
依願免本官　全　看守長第二課長　青山感德
非職ヲ命ス　全　監獄書記第一課員　狩野正芳
任京都府監獄書記
月俸八圓ヲ給ス監獄署第一課員ヲ命ス
任京都府監獄書記
月俸八圓ヲ給ス監獄署第三課員ヲ命ス
給六級俸　京都府監獄書記第一課長　岸田氏美
全　看守長第二課長　青山感德
全　監獄書記第一課員　狩野正芳

高知縣看守ヲ命ス　倶教習中月俸六圓給與　宮尾計則
全　全　北善澤太郎
全　全　和田文吉
依願看守ヲ免ス　高知縣看守　川崎直行
全　全　山崎信吉
全　全　弘瀬照家
全　全　內田盛行
全　全　橋田正則
全　全　下村信中
全　全　稻垣喜太郎
全　全　永野直路
看守ヲ免ス　久岡彥吉
全　全
高知縣監獄署傭ヲ命ス月俸八圓給與

◉看守教習生

○秋田縣ニ於テハ左ノ如ク看守教習生ニ卒業証書ヲ授與セリ
看守　渡邊理藏　全　浮野彌吉
全　塚田熊太郎
○熊本縣ニ於テハ左ノ如ク看守教習生ニ卒業証書ヲ授與セリ
看守　長田長一　全　森田俊太郎
全　國友寅彥　全　白杵德晉
全　武藤伊太郎　全　田中雅夫
全　本田正名　全　芦間周輔
全　內柴濱男　全　柳瀨小平太
全　金子長助　全　坂田當八
○宮崎縣ニ於テハ左ノ如ク看守教習生ニ卒業証書ヲ授與セリ
看守　大橋龍四郎　全　清水三津藏
全　川越晴平　全　山元矢太郎

臨時傭ヲ解ク　石川縣監獄署臨時雇　奧田淳之助
石川縣看守ヲ命ス　看守教習所受業生ヲ命ス　自尾幸太郎
依願解職　石川縣監獄署授業手　增田愛直
看守ヲ免ス　石川縣監獄署看守　奧寺忠助
給八級俸　京都府監獄書記第一課員　小原保臣
全　全　第一課員　川村正照
自今月俸拾圓ヲ給ス　全　看守長第二課員　田中鐵之助
全　監獄書記第一課員　田中惟一
全　全　第三課員　松野長太郎
全　全　第二課員　六角資弥
自今月俸九圓ヲ給ス　全　第二課員　近藤爲利
自今月俸八圓ヲ給ス　全　宮津支署員　尾上篤助
依願免本官　全　全　第一課員　加藤安五郎
非職ヲ命ス　全　監獄書記第三課員　坂崎代次郎
任京都府監獄書記　全　監獄書記第一課員　小原保臣
月俸拾圓ヲ給ス監獄署第三課員ヲ命ス　北川清次郎
任京都府監獄書記
月俸拾圓ヲ給ス監獄署第一課員ヲ命ス　屬　豊岡四郎
囑托教諭師宮津支署在勤ヲ解ク　佐々木秀山
教諭師ヲ囑托ス月手當金五圓給與宮津監獄支署在勤ヲ命ス　天野薄城
御用有之兵庫縣ヘ出向ヲ命セラル　德島縣監獄書記　杉野喜祐
任德島縣監獄書記　兵庫縣監獄書記　鈴木享雄
給六級俸監獄署第一課長ヲ命セラル
月俸二十圓給與醫務所長心得ヲ命ス　栃木縣監獄醫　塘田畯重
任栃木縣監獄醫月俸二十圓給與　小林孝義
高知縣監獄書記　四川

彙報

獄事

◉監獄に關する各會演說　嘉勇生

近頃米國より歸朝せられたる、留岡幸助君、其他、斯道に有力なる大家諸氏は七月十三日神田基督青年會に於て監獄改良演說を催さる、生亦行て之を聞き、其の大要を記して貴會に報す、生、固より遠記の衝を知らず、只歸寓早々之を耳底に操りて文を爲したるのみ、故に疵漏不備の点あるは免かれざる處一に貴會の御推讀を仰くのみ、雜誌の余白へ掲載せられ修飾せられざるの道友に諒分あらば又幸愛の旨趣に讀ふものと云ふべきか

監獄と感化院　留岡氏演說の概要

第十四統計年鑑によるに、法の目より云へば、犯罪人、同胞たる感念より云へば、吾々の技なるものは八万人內外四人となり、其自由を束縛せられ、之を禁するの官吏は、一万七千百七十三人にして、政府は之が爲め百四十五の建築物を有せり、之れ等監獄改良の費を負ふものは、國會議員、若しくは縣議員にあるも、彼等は監獄の事につきては實に無學文盲なり、偶々斯業につき發言するものあるも、典獄なり「イヤ」めされば看守を苦しむる盲動に過ぎざるなり、現內務は斯業の改良に熱心なりとの事にて何等目出度きとながら、目下の狀態より云はゞ、因人即ち非社會的の人物を拘禁する機關あるも、是れ等の機關には其精神を缺きたるなり、監獄改良事業は機械的よりも精神上より起らざるべからず、然らざれば改良事業も遂に假寫たるを免かれざるなり、今日監獄吏員たるもの

の有樣を見るに、其の缺を嗜むの時こそ、口に、監獄改良の必要を說き其の甚しきは夢に四人を見ると云ふ〳〵ものさへあるも、一旦其の官を去れば又顧みるものなきもの比々皆然り、是れ其の精神を缺けばなり、新案の開山元祖と呼ばるゝヂヨンハワルドの如き身を悉し、財を捨て、歐米の諸監獄を巡見して、其の改良を計ること十五年、幾に其の身は骨國に於て憐むべき最後を遂げられしも、芳名萬々尚ほ千歲に傳ふべき所以彼れの企業は精神的なればなり、日本の監獄改良は、片ちんばなり、或は條約改正の必要上其體面を作らんが爲、政府は其改良を企つ、如何に犯罪を減少するを得ん、監獄改良事業は「フーマヂテ」の精神より出でざるべからず、歐米にては人民の精神より監獄改良を企て、政府に促がす「スペリツト」を寄附せりとの事なるが、日本國民は夜になれば其の戶締をなし其の財產を保護して多少、監獄思想は起り來るもの〵平生監獄を以て事に愚ひ絕へて斷案に着目するものなし、故に犯罪增加は啻ろ國民の自業自得なりと云はざるを得ざるなり、又監獄改良は學術的方法によらざるべからざるに、我政府に於ては學者は理窟を云ふ故面倒なりとて之を採用せざるのみ、又之を內務より放逐して凡愚なる經驗家を用ゐ、故に其の行ふ所英米に於て百年前、已に陳腐に屬せし學說に係る新案の進歩せざる怪むに足らざるなり、歐米の監獄は之に反し、大に學術を貴ぶ予が實見せる「エルマエノレホメット」の如き、刑事人類學により、犯人の形相、耳、鼻、眼面の形、色等により、其の犯罪の原因を探究して、之が救濟を計り、大に其の實効を奏しつ〳〵あり、四人待遇の如きも就役前、其の身体を檢査して異狀なきものに限り、役場に送り、又は休業傷を、設けて、兵式体操をなさしむる等、實に完全なるものなり、吾々が國家万歲を、祈くる四人を掬禁して、永遠社會の盤害を防禦するは、唯夫れ犯罪を撲滅するに外ならざるも、現內務の云ふる〳〵如く四人百人の內七十人は再犯囚にて其の甚しきは六十度犯罪して、六十度監獄に來りしもの、橫濱にありしか云ふる〳〵樣な監獄の改良では、實に望みなきことにして、國家自ら犯罪人を養成すること云ふより他に言なし唯り國家のみならず社會又之を作る、彼の李伯にピストルを擊ち、目下釧路にある囚人の如き、國家の爲に身を捨て〳〵名を竹帛に垂る〳〵とかの談想より、何か風の變つたことをやる、即ち是等の者の爲に橫井は殺され森は斃さる〳〵等、有爲の士の害を蒙ること實に枚擧に遑あらざるとなるが、近來は外國人にまで及ぼし來り其辱や恐るべきとなるも、社會は之を尤めず、却て神樣として祭るに至る、即ち社會は好んで犯罪人を作り出すにあらずや、結局今日では監獄は國家的犯罪養成學校と成り居る、諸外國人の群集する、米國の如き、人口千人につき四人一人足らずの比例なるを、本邦は單純なる日本住民のみにて、人口千人につき二人強の囚人を有するなり、監獄改良は犯罪の豫防事業と相俟さゞるべからず、豫防事業一にして足らざるも、感化院は最も監獄改良のことに關係ありと思ふ米國に於ては、日本の鑒治場に該る感化院は之を監獄より區別し、幽靜なる山上、若しくは海岸等教育に適當なる所に設けらる〳〵も、日本にては尙ほ監獄內に之を置く、是れ又犯罪增加の一原因たらざるを得ず、若し夫れ感化院の制度を完備せしめば目下八万餘の囚人を、四万內外に減するを得て、國家万歲を唱ふるを得可しと愚ほる〳〵なり、米國ニューヨーク市に於ては公和の慈善事業、特に感化院の如き大に進歩し、此の通り慈善事業の案內なる書册ニューヨークに限らず至る所の都府に出版されゐるなり、然るに日本東京に於ては世界で屈指の大都會であるのに、慈善事業と云へば、只、靑山の感化院、眞田會の孤兒院、東京市の養育院の三あるのみ、予は歸朝途次、米國に於て某新聞を見しに、本邦の慈善事業の進歩せざるを理由とし、日本は不具の文明なりと云へる長論文を見、當時實に感慨に堪へざりしも、顧みれば冷汗背を濕ふせざるを得ず云々、

◎刑の目的及監獄

岡田朝太郎氏演說の概要

監獄改良に就ては、世人一般に冷淡を極むといふものありと雖も、こは畢竟比較的評語のみ、之れを三五年以前に比すれば世人の已に早く斯問題に留意するもの多きに至れるを見るべし、監獄改良は急務なり、而も其熱心狂奔の極夢中に彷徨するに至りては、遂にこの改良を如何にせむとするぞ、如何なる方面より改良すべき乎、如何なる手段を以て改良すべき乎、これなほ宜しく先づ刑の目的如何を講究するの要あり

世事萬般の改良といふもの、夫れ猶ほ脚氣治療の如き乎、治療に根治姑息の二法あり、未だ必ずしも何れを是とし何れを非とするを知らず、只其時機如何と顧るべきのみ、要するに治療せむと欲せば、先づ其病源を研究すべし、犯罪の原因を究めて改良の方針を確定するは實に其緊要なるものなり、而も先づ第一に刑の目的を究めて以て改良の基礎をなすは、最も至當の順序なるなり、

刑の目的如何、これを推究するに於て、先づ史上の事實と理論とを混同すべからず、譬へばこの家は煉瓦と木材とを用ゐて建造したるは、事實なるも地震には如何なる家屋が安全なりやといふに至つては理論なり、學理として刑の目的を研究するに至りしは、千八百年代にして、その盛なるに及びしは前世紀よりの事のみ、研究の新く邁々たりし所以の者は畢竟補助學科の進歩無かりしが爲のみ、

カントの正義主義あり、ベンザムの功利主義あり、後社會制度折衷主義となり、社會の根基は正義利益の二に由ると論ずるに至る、今これを刑法に適用すれば惡には惡報ありとの正義主義となり、或る方法を以て利益ある結果を得るの利益說となるべし、然れども此折衷論は恐らくは空にあらざる無き乎、窃盜と强盜とは何が故に刑の輕重ある乎其權衡を保つが爲のみにあらずや、刑は獄內に於て教育するの目的なりといふも試に問ふ、若し獄中に入りて而して改悛の効果を見ざる時は如何にせむとするぞ、正義は絕對的にして利益は相對的なり、兩者果して能く調和するを得べき乎、刑法の目的如何、其說頗る多しと雖も、余は之に對して社會進化主義を奉ずるものなり、余は嚮ろ社會自然主義といふ國家無くんば臣民無し、治者あらずば被治者無し、これと同時に社會無くむば焉ぞ個人有るの理あらむや、客觀的の關係を以て見れば、社會といへる容器無くむば個人居るべき處なし、個人自ら住する社會を個人自ら害するは不當なりと論斷するを得べし、其自ら知りて害すると、知らずして害するとを問はず、苟くも社會を害する事物は滅ぼしめざるべからず、減少せしめざるべからず、消滅減少せしむるものこれ刑の最終の目的なるべしと信ず、

刑の目的を究めて而して後ち更に種々の方面に向ふの要あり

凡そ社會を害するものを滅絕せむとせば、只だ刑を以てこれを罰するのみにあらず、更に之を改悛せしめ若くは之を豫防するの必要あり、茲に於てか感化院の必要生ず、

罪人を減少し或は杜絕せむと欲せば、先づ其犯罪の原因を討究せざるべからず、犯罪の原因如何、これを三種に分類すべし、一に全然的原因、二に社會的原因、三に個人的原因氣候氣象地質風土等より生ずるものは自然なり、政治法律道德宗教等より生ずるものは社會なり、遺傳躰質等

より來るものは個人なり、個人的原因に就ては先天的のものあり後天的のものあり、

現る意味に於て監獄は社會的事業なり、犯罪人には改悛せしめ得るものと改悛せしめ得ざるものとの別あるを究むべし、これを究むるには學理的方法あり、刑事人類學の如き並に於てか必要なるを見るべし、犯罪人を研究して而してみれを處するの三方法を得べし、除くも、抑へるも、改めしむるとかれなり、到底改悛する能はざるものは殺すべし、若くは禁錮すべし、改悛するの見込あるものゝみ教誡すべし、論歩は進みて實際的希望を陳ぶべきの場合に達せり、余輩が先ば實際的に希望するもの三あり、一は雜居制廢止の事なり、今日の監獄雜居の樣を見るに晝夜を分たずして相談するところは惡事の話のみ、之れ豈に保護を得て犯罪法の研究たなすものあらずや、斯の如くして如何ぞこれを改悛せしむるを得んや、この弊害を除くの方法は分房獄となすにあり、分房獄は如何なる結構を以てして果して功果を奏し得べきか、到底未だ疑問たるを免かれずといへども、先づ試驗的分房獄を建設するは今日の急務に屬す、二は今日の監獄官吏は氣慨乏しきと之れなり、余の所謂氣慨とは涙腦かれとなり、四人を遇する猶ほ不具の吾が子を愛するが如くならざるべからずとなり誠意誠心に對しては頑迷の囚徒なほ心動く者ありと知らずや、三は典獄諸氏が法律就中刑法の研究をなさむとを望むにあり、刑の目的は今古來諸々の說あり、一途に歸着するものなしと雖も、これを懲戒するにありといふもこれを改悛せしむるにありといふも何れも一說なり、其何れの說たるを問はず、胸中に堅守するところあり、この主義を以て熱心治獄の職に盡瘁すべし、斯の知くむば初めて監獄改良の域る點までは成就すると得べきを信ず、

誰かいふ監獄は國民に密接の關係なしと、吾人は貴重なる多額の金圓を監獄の爲めに消費しつゝあるにあらずや、曾者聞く人あり奈翁に强兵の策を問ふ、奈翁答へていはく金、二たび三たび猶ほ金と答ふ、十八度に及ぶも猶ほ金なりと云ひしとぞ、今や國勢多端金の必要益々顯著にして積極的有益事業に要する費途愈々急なるの時、監獄事業の爲め多額の金圓を消費するが如きは、最も憂ふべきの極にあらずや、吾人國民大に監獄改良を企圖して以て罪人を減少するの途を講ぜざる可らず、

（明治廿九年七月十一日やまと新聞）

◎靜岡出役所の復舊工事　曩に海嘯の爲め流失したる宮城集治監雄勝出役所は其當時出役囚徒一百餘名を宮城本監に引揚げたる儘今日に至るまで依然其役務を廢止し居れども內務省に於ては過般小野田警保局長同地巡視の結果として愈々復舊する事に決し此れが工事費は先つ一万圓位の決行せんとならば議會の開會を待つて經費の要求を爲すの外差當り他に良法なかるべしと

（明治廿九年六月廿四日讀賣新聞）

◎差入食物　警視廳監獄署にては未決囚繫留人へ差し入るゝ食ひ物にて不消化物の類を禁じあれど尙ほ目下コレラ病流行の期節なるを以て昨日より赤飯、五もく飯、生魚、鰯、鰹、鳥賊、蒲鉾、天鉄羅、貝類、海老、豆腐、油揚、凍豆腐、蒟蒻、唐茄子類をも總禁したるよし

（明治廿九年六月六日日本）

◎外國人の監獄視察　米國紐約醫學技師にして當時同國大學教授たる米人ブルクトル氏は先頃我國に渡來內務省に請ふて一兩日網走監獄を視察し大に構造の緻密監獄制の整備に感じたりと云ふ

再版廣告

前內務大臣野村子爵閣下題辭
內務省警保局長小野田元熙君序文
內務省監獄課長法學士浦太郎君序文
內務省警保局監獄課坪井直彥君合著
內務省警保局監獄課印南於菟吉君合著

看守服務要綱　全一冊

本綴二十八錢
仮綴二十三錢

本會に於て出版したる該書は看守教習書として採用せらるゝ處多き爲め豫約印刷の分は悉皆配布し餘部これなきを以て今般再版に付することゝなしぬ御入用の向は至急本會へ御申込あらんことを希ふ
追て先般差送候分は小包郵便若くは通運便に托したる爲め多少遲延せし向もあるべし並に御斷り申上置候

大日本監獄協會

廣告

近來外國人ノ本邦監獄ヲ巡視スルモノ、頗ル多キヲ加ヘシハ蓋シ內地雜居ノ期近キニアルガ爲メナラントス然ニ外國人從伴ノ通辨不充分ナルヨリ本邦監獄ノ眞味ヲ彼レニ通スルヿ能ハサルノ嘆ナキニアラズ就テハ是等ノ缺点ヲ補ハンガ爲メ本邦監獄則ヲ英佛兩語ニ飜譯シ參觀ヲ請フトキハ先ツ一讀セシメ而シテ實地ノ巡視ヲ許シ若シ署內巡視中ニ於テ質問ヲ生スルトキハ直ニ其質問ニ答フヘキ條項ヲ指頭ニテ一々示シ彼レヲシテ充分會得セシナハ却テ下手ノ通辨ニ勝ルヿ万々ナリトス御同感ナラバ速ニ御同盟アランヿヲ希望ス尙本書ハ日英佛文對照ナレバ監獄專門ノ外國語ヲ知ル上ニ於テ最モ効益アル義ニシテ諸士ニ於テモ亦必要ト認メラル、ヲ以テ入用ノ諸士ハ至急御申込アルベシ

一部金壹圓

佐野尙